

東日本大震災からの復興の状況に関する報告

平成 2 9 年 1 1 月

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について行うものである。

(目次)

復興の概況.....	1
I 復興の現状.....	4
1 避難者の状況.....	4
2 地域づくり.....	6
(1) 災害廃棄物の処理状況.....	6
(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況.....	6
①安全・安心のための基盤整備関係（平成 29 年 6 月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）.....	6
②交通関係（平成 29 年 6 月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）.....	9
(3) 復興まちづくりの状況.....	11
(4) 職員応援の状況.....	14
3 産業・雇用.....	15
(1) 被災地経済の概況.....	15
(2) 主要業種別の概況.....	16
①製造業.....	16
②建設業.....	18
③農業.....	18
④水産業.....	19
⑤観光業.....	20
⑥運送業.....	21
⑦商業・サービス業.....	22
(3) 事業者の状況.....	23
①売上高.....	23
②事業所数.....	24
(4) 雇用の状況.....	26
4 原子力災害からの復興.....	28
(1) 避難指示区域の状況.....	28
(2) 賠償の状況.....	31
(3) 除染の状況.....	31
(4) 放射線による健康への影響.....	32

Ⅱ 復興の取組	35
1 現場主義に立った復興加速化	35
(1) 被災地共通の主要課題への対応	36
(2) 原子力災害からの復興・再生	37
2 被災地共通の主要課題への対応	39
(1) 被災者支援	39
①被災者支援に関する取組	39
②多様な担い手による活動への支援	41
(2) 住まいとまちの復興	42
①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備	42
②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等	45
(3) 産業・生業の再生	47
①産業復興の加速化	47
②農林水産業の再生	53
(4) 観光の振興	54
(5) 「新しい東北」の創造に向けて	55
①復興推進委員会における審議過程	55
②「新しい東北」の創造に向けた取組の推進	56
3 原子力災害からの復興・再生	60
(1) これまでの取組	60
(2) 事故収束（廃炉・汚染水対策）	60
①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施	60
②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信	62
③作業員の労働環境改善等	62
(3) 放射性物質の除去等	62
①除染実施計画に基づく面的除染の実施	62
②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分に向けた取組	63
③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理	64
④福島県外の指定廃棄物の処理	64
⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理	65
(4) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等	65
①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供	65
②除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理	65
③リスクコミュニケーションの充実	66
④生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組	66
⑤避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備	66

⑥賠償の円滑な実施に向けた取組	66
⑦コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保	67
⑧長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援	67
⑨避難指示区域等の住民の帰還意向	67
⑩優れた教育カリキュラムの推進・普及	68
⑪鳥獣被害対策の推進	69
⑫原子力災害による健康不安等に関する被災者支援	69
(5) 中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化	70
①「福島12市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組	70
②福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組	71
③福島新エネ社会構想の実現に向けた取組	72
④東北中央自動車道（相馬～福島）、常磐道（大熊IC、双葉IC、4車線 化、付加車線）の整備	72
⑤JR常磐線の全線開通に向けた取組	73
⑥市町村内外の復興拠点の整備	73
⑦帰還困難区域の取扱い	73
(6) 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充	74
①事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築へに向けた支援	74
②企業立地支援による雇用創出及び産業集積等	75
③営農再開に向けた取組	75
④森林・林業の再生のための取組	76
⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援	76
⑥風評の払拭に向けた取組	76
⑦被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組	78
⑧医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保	79
⑨心のケア等	79
4 復興の姿と震災の記憶・教訓	80
(1) 復興の姿の国内外への発信	80
①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会についての被災地 との連携、同大会やラグビーワールドカップ2019を通じた復興の姿の世 界への発信	80
②復興の進捗状況及び放射線に関する理解の促進についての情報発信	81
(2) 震災の記憶と教訓の後世への継承	81
①国営追悼・祈念施設（仮称）	81
②復興全般にわたる取組の集約・総括	82
③防災教育の更なる充実	82

④国際会議の場での教訓・知見の共有	82
5 各種制度、予算・決算.....	83
（１）復興関係制度の活用状況.....	83
①復興特区の活用状況	83
②復興交付金の活用状況	88
③福島再生加速化交付金等の活用状況	90
（２）予算・決算.....	92
①復旧・復興事業の規模と財源	92
②予算	92
③決算	94
④復興関連予算使途の厳格化	94

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間を中心に取りまとめたものである。

また、本報告は、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）のフォローアップを兼ねる。

復興の概況

○ 復興の現状

- ・ 東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。
- ・ 政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、復興期間を平成 32 年度までの 10 年間と定め、復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。
- ・ こうした取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了し、産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は新たなステージを迎えつつある。

（参考）主な復興の進捗状況

- ・ 避難者は、約 47 万人から約 8 万人まで減少。
- ・ 災害公営住宅は、計画戸数約 3 万戸に対し、工事完了は約 85%（平成 29 年度末約 96%の見込み。）。
- ・ 被災 3 県の製造品出荷額等は震災前の水準まで回復。津波被災農地は 84%で営農再開可能、水産加工施設は 93%で業務再開。
- ・ 東北 4 県における震災前の売上水準に回復した事業者は、建設業で約 8 割、運送業で約 6 割である一方、水産・食品加工業や卸小売・サービス業ではそれぞれ約 3 割、旅館・ホテル業で約 4 割にとどまる。
- ・ また、福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。また、平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現した。

（参考）空間線量率の推移

原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの測定結果によると、福島第一原発から 80 km圏内の地表面から 1 m高さの空間線量率平均は、対象地域を 250m メッシュに区切り算出すると、2011 年 11 月時点から 2016 年 10 月時点比で約 71%減少している。

- ・ 一方で、被災者一人一人が直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人のニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

○ 復興の取組

- ・ 政府は、平成 28 年度から復興期間の後期 5 か年を迎えるに先立ち、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）を決定し、平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付けた。その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10 年間の総額で 32 兆円程度を確保することとした。
- ・ 平成 28 年 3 月には、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において示した復旧・復興事業の基本的な考え方等を踏まえつつ、「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項を定めた「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。
- ・ これまでの主な取組は、以下の通りである。
- ・ 被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響等が懸念されることから、平成 27 年 1 月に「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者の心身のケア、コミュニティ形成の支援等に取り組んでいる。平成 28 年 4 月には、「被災者健康・生活支援総合交付金」を大幅拡充した「被災者支援総合交付金」を創設した。
- ・ 住まいとまちの復興については、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる加速化措置を講じてきた。引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画通り進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援している。また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠であることから、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。
- ・ 産業・生業の再生については、平成 26 年 6 月に策定した「産業復興創造戦略」に基づき、仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援に取り組むとともに、販路の回復・開拓に向けた水産加工業の支援等に取り組んでいる。また、観光については、東北の外国人宿泊者数を 2020 年には 150 万人泊とする目標を掲げ、取組を強化している。
- ・ 福島原子力災害被災地域では、平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現した。また、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全ての避難指示を解除し、復興・再

生に責任を持って取り組むとの決意の下、政府一丸となって、一日も早い復興を目指して取り組んでいく。

- ・ 復興の加速化は、政府の最重要課題の一つである。「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島再生をさらに加速していく。

I 復興の現状

1 避難者の状況

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約 47 万人に上った避難者は、平成 29 年 9 月 14 日時点で、約 8 万人となっている。

避難者の仮設住宅等への入居状況については、平成 29 年 9 月 1 日時点で、22,173 戸 (45,163 人) となっており、内訳は、公営住宅等が 1,466 戸 (3,481 人)、民間住宅が 10,545 戸 (21,961 人)、仮設住宅が 10,162 戸 (19,721 人) である。入居戸数は減少しており（平成 28 年 9 月 1 日時点では 49,805 戸 (108,815 人)）、恒久住宅への移転が進んでいる。

仮設住宅等の提供については、岩手県で 27 市町村、宮城県で 29 市町村、福島県で 48 市町村が 7 年目までに終了するが、岩手県で 6 市町、宮城県で 6 市町、福島県で 11 市町村が、8 年目延長（平成 30 年 3 月以降）を決定している。

住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金の加算支援金については、平成 29 年 9 月末時点で、住宅の建設・購入により 61,745 世帯、補修により 58,614 世帯、賃貸により 17,230 世帯が受給している。また、災害公営住宅への入居者決定戸数は、平成 29 年 6 月末時点で 23,882 戸となっている。

<参考：避難者の減少>

	発災 3 日目※ 1 (平成 23 年 3 月 14 日)	現時点 (平成 29 年 9 月 14 日)			
		合計※ 2	公営住宅、民間賃貸住宅等	親族・知人宅等	病院等
避難者の数	約 47 万人	84,364 人	64,680 人	19,408 人	276 人

※ 1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の避難状況の合計

※ 2 復興庁調べ 全国の公営、応急仮設、民間賃貸住宅等、親族・知人宅等、病院等に
いる者の合計

<参考：仮設住宅等の入居状況>

	入居戸数	備考
総数	22,173 戸	入居者数 45,163 人
公営住宅等	1,466 戸	全国計 入居者数 3,481 人
民間住宅	10,545 戸	全国計 入居者数 21,961 人
仮設住宅 (プレハブ)	10,162 戸	岩手県、宮城県、福島県 入居者数 19,721 人

※ 内閣府調べ（平成 29 年 9 月 1 日時点） 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき供与される「応急仮設住宅」への種別入居状況

<参考：避難者の数（避難先の地域別）>

（単位：人）

所在地域	避難者数	備 考
北 海 道	1,873	
東 北	50,148	《内訳》 岩手県 10,494 宮城県 13,011 福島県 20,558 その他 6,085
関 東	23,825	
東海・北陸	1,876	
近 畿	2,596	
中 国	1,629	
四 国	279	
九州・沖縄	2,138	
合 計	84,364	

※ 復興庁調べ（平成 29 年 9 月 14 日時点）

※ 自県外への避難者数は、福島県から 34,870 人、宮城県から 5,168 人、岩手県から 1,262 人となっている。

2 地域づくり

(1) 災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した13道県239市町村（福島県の避難区域を除く。）において、災害廃棄物約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トンが発生し、被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部（全体の約5%）については1都1府16県での広域処理により、目標として設定した平成26年3月末までに、福島県の一部地域を除いてこれらの処理が完了した。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約8割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県（避難指示区域を除く。）については、平成29年3月末までに国による可燃物の代行処理等を活用して処理を完了した。

(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧については、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、着実に推進している。

各事業の進捗状況については、以下のとおりである（特記したものを除き、福島県の避難指示区域を除く。）。

①安全・安心のための基盤整備関係（平成29年6月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画している677地区中、本復旧・復興工事に着工した地区海岸数は、600地区（89%）となっている。

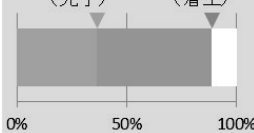
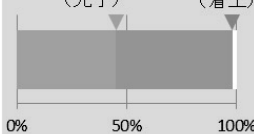
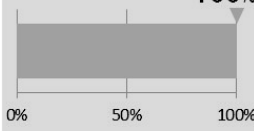
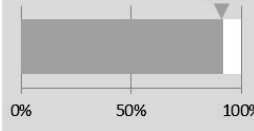
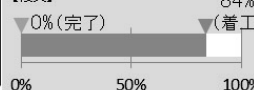
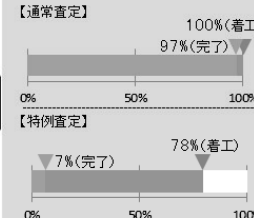
海岸防災林の再生については、避難指示区域を含む要復旧延長約164キロメートル中、復旧工事の着工延長は、161キロメートル（98%）となっている。

河川対策（直轄管理区間）については、被災した河川管理施設2,115か所の全てにおいて本復旧工事が完了した。河川対策（県・市町村管理区間）については、被災した河川管理施設1,076か所中、本復旧工事が完了した箇所は、988か所（92%）となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数73か所の全てにおいて、通常処理に移行した。

水道施設については、災害査定を実施（予定含む。）した 184 事業中（避難指示区域を含む。津波被災地域を除く。）、179 事業（97%）において、本格復旧が完了した。

＜参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況＞

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況																
■海岸対策 （本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合）	36% （完了） 89% （着工） 	単位：地区海岸 <table><tr><th></th><th>復旧</th><th>復興</th><th>全体</th></tr><tr><td>着工</td><td>462</td><td>138</td><td>600</td></tr><tr><td>完了</td><td>219</td><td>27</td><td>246</td></tr><tr><td>計画数</td><td>500</td><td>177</td><td>677</td></tr></table> ※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。		復旧	復興	全体	着工	462	138	600	完了	219	27	246	計画数	500	177	677
	復旧	復興	全体															
着工	462	138	600															
完了	219	27	246															
計画数	500	177	677															
■海岸防災林の再生 （本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合）	45% （完了） 98% （着工） 	着工延長 161km 完了延長 74km ----- 要復旧延長 164km※ ※青森県～千葉県における延長（避難指示区域を含む）																
■河川対策 （直轄区間） （本復旧工事が完了した河川管理施設（直轄管理区間）の割合）	100% 	完了箇所数 2,115 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 ※旧北上川（本復旧工事で完了済）では、引き続き地震・津波対策を実施中。																
■河川対策 （県・市町村管理区間） （本復旧工事が完了した河川管理施設（県・市町村管理区間）の割合）	92% 	完了箇所数 988 被災した河川管理施設の箇所数 1,076																
■下水道 （通常処理に移行した下水処理場※の割合） ※被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場。	【復旧】 100%（完了） 	移行済みの処理場数 73 災害査定を実施した処理場数 73																
復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着工している地区数 ・下水道事業が完了した地区数の割合	【復興】 0%（完了） 84%（着工） 	着工地区数 21 完了地区数 0 計画地区数 25																
■水道施設 （本復旧・復興工事に着工・完了した水道事業数の割合）	【通常査定】 100%（着工） 97%（完了） 【特例査定】 7%（完了） 78%（着工） 	着工 184事業 完了 179事業 ----- 査定 184事業 ※通常査定 復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。（避難指示区域を含む） ※特例査定 復興計画が定まらず復旧方法が確定しない地区において実施した災害査定。																

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

②交通関係（平成 29 年 6 月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

道路（直轄区間）については、岩手、宮城、福島県内の国道 4 号、6 号、45 号の総開通延長距離 1,161 キロメートル中、本復旧完了等の開通延長距離は、1,159 キロメートル（99%）となっている（避難指示区域を含む。）。道路（県・市町村管理区間）については、被災した道路 6,293 路線中、本復旧が完了した路線は、5,910 路線（94%）となっている。道路（復興道路・復興支援道路）については、事業中区間と供用済区間を合計した計画済延長 570 キロメートル全てで開通済み又は着工済みである。

鉄道については、岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離 2,330 キロメートル中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,268 キロメートル（97%）となっている。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 か所の全てで本復旧工事が着工しており、129 か所（98%）において本復旧工事が完了している。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網（道路） （直轄区間） （本復旧が完了した 道路開通延長の割合）	99%	完了済み開通延長 1,159km 主要な直轄国道※の 総開通延長 1,161km ※ 避難指示解除準備区域等を含む ※ 岩手、宮城、福島県内の国道4号、 6号、46号に限る。
■交通網（道路） （県・市町村管理区間） （本復旧が完了した 道路路線数の割合）	94%	完了済み路線数 5,910路線 被災した道路の路線数 6,293路線
■交通網（道路） （復興道路・復興支援道路） （復興道路・復興支援道路の着工率 復興道路・復興支援道路の整備率）	49% （完了） 100% （着工）	着工済延長 570km ^{※1} 供用済延長 277km ※1: 工事着手したIC間延長 計画済延長 570km ^{※2} ※2: 事業中区間と供用済区間の合計
■交通網（鉄道） （運行を再開した 鉄道路線延長の割合）	97%	運行再開した路線延長 2,267.8km ^{※1 ※2 ※3} 被災した路線延長 2,330.1km ^{※1} ※1: 岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を 計上 ※2: JR大船渡線・気仙沼線のBRT による本格復旧分を含む ※3: H29.4.1で運転再開した小浜駅～渡江 駅間を含む
■交通網（港湾） （本復旧工事が完了した 復旧工程計画に定められた 港湾施設の割合）	98%	完了箇所数 129 被災した港湾施設の 箇所数 131

- ※ 空港機能については100%復旧。
- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

(3) 復興まちづくりの状況

住宅再建は、防災集団移転促進事業などの宅地の整備について、ほぼ全ての地区で着工している。また、災害公営住宅についても同様に、ほぼ全ての地区で着手している。進捗状況については、以下のとおりである（平成 29 年 6 月末時点）。

高台移転などの防災集団移転促進事業については、事業が予定されている 333 地区※の全てにおいて、事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、このうち、332 地区（99%）において造成工事に着手し、312 地区（94%）において完了している。

また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき、事業が実施されている 50 地区※の全てにおいて造成工事に着工し、このうち、17 地区（34%）において完了している。

各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、30,553 戸であり、このうち、用地を確保した戸数は、29,884 戸（98%）、工事着手した戸数は、28,505 戸（94%）、工事完了した戸数は、25,849 戸（85%）である。

※ 供給計画は「住まいの復興工程表」（平成 29 年 3 月末時点）による。

※ 福島県の災害公営住宅のうち、原発避難からの帰還者向け災害公営住宅については、計画戸数が未確定のため、進捗率には帰還者向け災害公営住宅の戸数は含まれていない。

また、被災者生活再建支援金の支給状況をみると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した 196,123 世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は 137,589 世帯（約 70%）となっている（平成 29 年 9 月末時点）。

津波復興拠点整備事業については、工事に着手した地区数は 24 地区（100%）、事業認可した地区数は 24 地区（100%）となっている。

造成宅地の滑動崩落防止については、対策工事に着工した地区数は 182 地区（100%）、対策工事が完了した地区数は 182 地区（100%）となっている。

医療施設については、被災直後に入院の「受入制限」又は「受入不可」とした病院 182 か所中、当該制限等から回復した病院は、176 か所（約 97%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む。）学校 2,341 校中、復旧が完了した学校は 2,297 校（約 98%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する学校を除く。）。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数 造成工事の完了数の割合) ※ 災害公営住宅のみにより宅 地供給される地区を含む ※ 供給計画は「住まいの復興工 程表」(H29.3末時点)による。	【地区ベース】 【戸数ベース】 	着工 332地区 完了 312地区 計画 333地区 着工 8,713戸 完了 8,117戸※1 計画 8,729戸
■復興まちづくり (土地区画整理事業) (造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数の割合) ※ 防災集団移転促進事業や災 害公営住宅のみにより宅地 供給される地区を含む ※ 供給計画は「住まいの復興工 程表」(H29.3末時点)による。	【地区ベース】 【戸数ベース】 	着工 50地区 宅地引渡開始 47地区※1 完了 17地区 計画 50地区 着工 9,644戸 完了 5,121戸※2 計画 9,644戸
■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) (事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数の割合) ※ 供給計画は「住まいの復興工 程表」(H29.3末時点)による。	【地区ベース】 【戸数ベース】 	復興交付金の事業費措置 36地区 着工 36地区 完了 31地区 計画 36地区 着工 481戸 完了 412戸 計画 481戸
■災害公営住宅 (災害公営住宅の 用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合) ※供給計画は「住まいの復興工程表」 (H29.3末時点)による。 ※進捗率には、帰還者向け災害公営住宅 の計画を含んでいない。		用地確保済み戸数 29,884 (29,591) 建築工事着手戸数 28,505 (28,302) 建築工事完了戸数 25,849 (25,750) 計画戸数 30,553 (30,234) ※()内の数値は帰還者向け災害公営住宅 を除いた戸数

項 目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数)		完了地区数 10 着工地区数 24 計画地区数 24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)		完了地区数 182 計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数
■復興まちづくり (医療施設) (災害復旧補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合)		復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298
(医療機能の回復) (被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合)		受入回復した病院数 176 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※東京電力福島第一原発の指定区域内、廃止済みの病院を除く。
■復興まちづくり (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合)		完了学校数 2,297 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) 災害復旧事業申請学校数 2,341※ ※申請予定も含む

※ 防災集団移転促進事業については、住まいの復興工程表に基づく面整備を行う 331 地区及び茨城県の 2 地区の合計を計上。

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

（４）職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中であって、当該事業を進めていくためには、今後も被災自治体に対する職員派遣等による人員やノウハウの提供が必要である。

平成 29 年 4 月 1 日時点で、被災自治体からの要請を踏まえて、全国の自治体から 1,782 人の職員が被災自治体に派遣されており、発災後からの延べ派遣数は平成 28 年度末で 93,834 人となっている。これに加え、公務員 0B、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を復興庁職員として採用し、被災市町村に駐在させるとともに、都市再生機構においては、平成 29 年 10 月 1 日時点で、現地復興支援体制 385 人で事業の推進を支援している。

併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

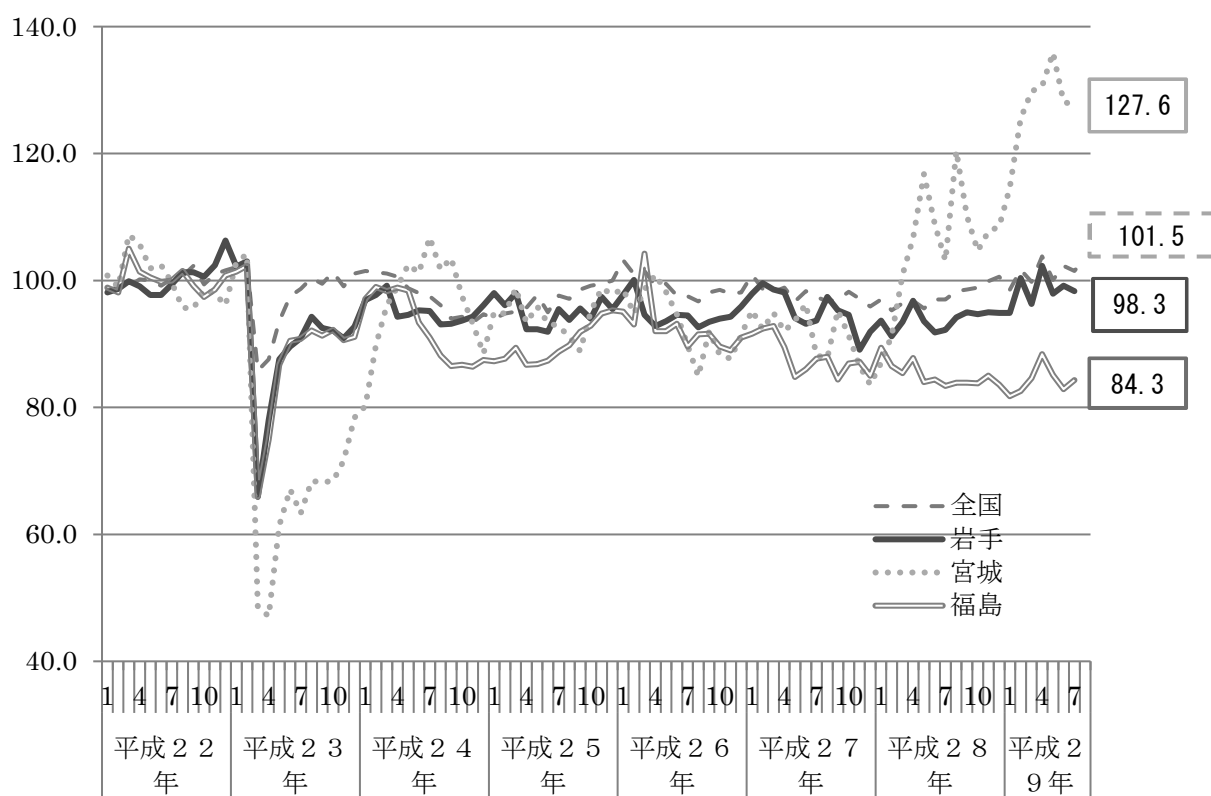
3 産業・雇用

(1) 被災地経済の概況

被災により大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の企業活動は、震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあり、おおむね震災前の水準程度に回復してきている。

<参考：鉱工業の復興（被災3県の鉱工業生産指数の変化）>

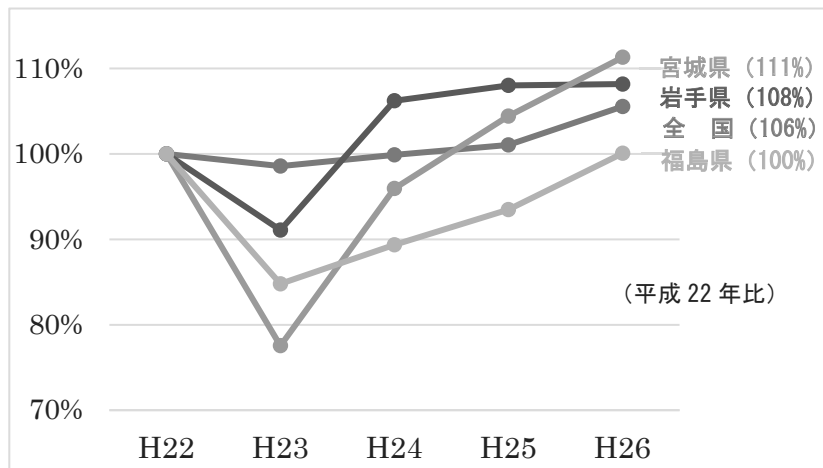
平成29年7月分の鉱工業生産指数は、全国は101.5（被災前：102.7）、岩手県は98.3（被災前：103.0）、宮城県は127.6（被災前：104.1）、福島県は84.3（被災前：102.3）となった（平成22年＝100、いずれも季節調整済み）。



※ 各県等公表資料を基に復興庁作成（平成29年8月は速報値）

<参考：製造業の復興（被災3県の製造品出荷額等の変化）>

平成26年の製造品出荷額は、平成22年と比較して全国は106%、岩手県は108%、宮城県は111%、福島県は100%となった。



※ 経済産業省「平成22年工業統計調査」、「平成23年工業統計調査」、「平成24年工業統計調査」、「平成25年工業統計調査」及び「平成26年工業統計調査」を基に復興庁作成

（２）主要業種別の概況

①製造業

製造業については、製造品出荷額等が被災3県の全てで震災前の水準を上回った。復興需要を背景に窯業・土石が各県で震災前の水準を上回っており、加えて宮城県、岩手県では輸送用機械が震災前を大幅に上回っている。また、被災3県の全てで生産用機械が増加している。

一方、造船業においては、応急的復旧は完了しているものの、一部造船所においては地盤沈下等の影響により、震災前の能力を回復するまでには至っていない。

＜参考：被災３県の製造品出荷額＞（単位：億円）

区 分	岩手県			宮城県			福島県			３ 県		
	22年	26年	増減	22年	26年	増減	22年	26年	増減	22年	26年	増減
県 計	20,991	22,707	8%	35,689	39,722	11%	50,957	50,990	0%	107,637	113,419	5%
09食 料 品	3,315	3,391	2%	5,732	4,944	-14%	2,782	2,879	4%	11,829	11,215	-5%
10飲料・たばこ	392	169	-57%	1,549	1,471	-5%	3,241	3,910	21%	5,182	5,550	7%
11織 維	225	252	12%	228	198	-13%	472	540	14%	925	990	7%
12木材・木製品	539	613	14%	582	770	32%	489	578	18%	1,611	1,961	22%
13家具・装備品	56	69	23%	84	222	164%	409	484	19%	549	776	41%
14パ ル プ ・ 紙	756	817	8%	2,168	1,901	-12%	1,530	1,594	4%	4,454	4,312	-3%
15印 刷	411	375	-9%	1,231	985	-20%	450	449	0%	2,092	1,809	-14%
16化 学	667	532	-20%	807	895	11%	4,874	4,421	-9%	6,349	5,848	-8%
17石 油 ・ 石 炭	88	121	39%	5,018	X	—	76	164	116%	5,181	—	—
18プラスチック	411	426	4%	855	696	-19%	2,120	1,879	-11%	3,385	3,001	-11%
19ゴ ム 製 品	52	77	47%	705	735	4%	1,591	1,993	25%	2,348	2,805	19%
20皮 革 製 品	69	74	6%	14	X	—	111	114	3%	194	—	—
21窯 業 ・ 土 石	636	1,049	65%	846	1,251	48%	1,883	2,106	12%	3,365	4,406	31%
22鉄 鋼	777	957	23%	1,927	1,891	-2%	812	1,044	29%	3,516	3,892	11%
23非 鉄 金 属	166	152	-8%	704	666	-5%	2,100	2,148	2%	2,969	2,966	0%
24金 属 製 品	993	877	-12%	1,484	1,777	20%	2,698	2,680	-1%	5,175	5,334	3%
25は ん 用 機 械	763	904	18%	333	316	-5%	1,431	1,646	15%	2,528	2,866	13%
26生 産 用 機 械	1,273	1,673	31%	1,531	2,292	50%	1,372	1,599	16%	4,176	5,564	33%
27業 務 用 機 械	556	790	42%	762	670	-12%	2,278	2,495	9%	3,596	3,954	10%
28電 子 部 品	2,938	2,093	-29%	4,313	4,786	11%	4,847	3,481	-28%	12,098	10,360	-14%
29電 気 機 械	725	494	-32%	1,136	1,530	35%	2,938	2,871	-2%	4,799	4,895	2%
30情 報 通 信 機 械	888	706	-20%	1,551	1,002	-35%	7,927	7,524	-5%	10,366	9,233	-11%
31輸 送 用 機 械	3,946	5,694	44%	1,775	3,660	106%	4,109	4,008	-2%	9,830	13,363	36%
32そ の 他	348	402	16%	352	338	-4%	419	382	-9%	1,119	1,122	0%

（注）上記表中の「X」は、1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲載すると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿されている。3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が他の統計表との関係から判明する場合も秘匿されている。

※ 経済産業省「平成22年工業統計調査」及び「平成26年工業統計調査」より抜粋・編集

<参考：東北の造船業（鋼船建造実績及び修繕実績）>

（単位：隻／トン数）

	鋼船建造実績		
	平成 22 年	平成 28 年	増減
建造隻数	27	30	－
建造トン数	364,902.0	172,338.0	－52.8%

（単位：隻／トン数）

	修繕実績		
	平成 22 年	平成 28 年	増減
修繕隻数	1,711	1,353	－
修繕トン数	583,705.0	361,012.0	－38.2%

※ 国土交通省「平成 22 年造船造機統計調査」及び「平成 28 年造船造機統計調査」より
抜粋・編集

②建設業

建設業については、復旧・復興事業により、平成 28 年における公共機関からの受注工事の請負契約額が震災前の約 3 倍から 5 倍になっている。

<参考：3 県の公共工事前払金保証の件数・請負金額>

（単位：百万円，％）

工事場所	件数			請負金額		
	H22 年度	H28 年度	増減	H22 年度	H28 年度	増減
岩 手	5,278	4,721	89.4%	169,230	491,320	290.3%
宮 城	6,438	7,858	122.1%	203,974	743,236	364.4%
福 島	6,113	7,344	120.1%	184,703	857,830	464.4%
3 県計	17,829	19,923	111.7%	557,907	2,092,386	375.0%

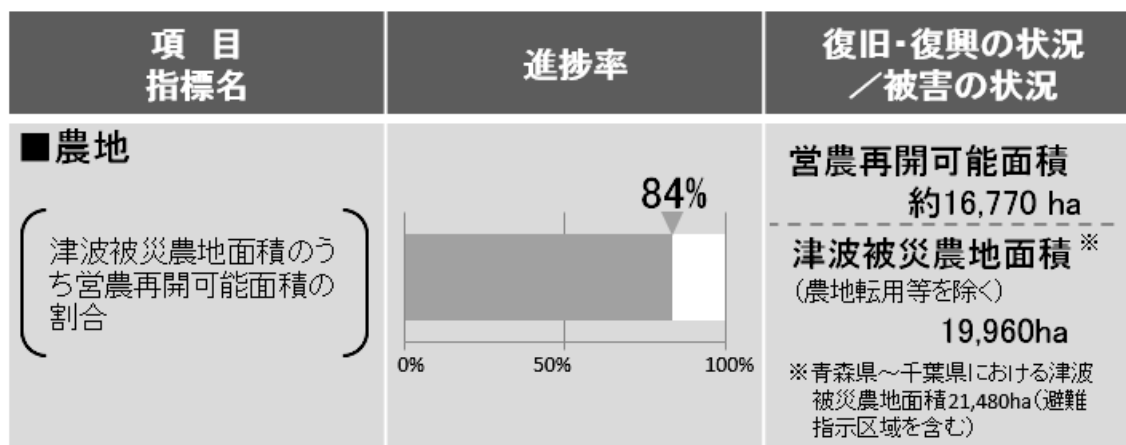
※ 北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」より抜粋・編集

③農業

農業については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の 6 県において、21,480ha の農地（避難指示区域含む。）が津波による被害を受けた。

これに対し、がれきの除去や除塩、排水機場等の農業用施設の復旧等を支援することにより、平成 29 年 6 月末現在、津波被災農地のうち 84%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。

<参考：津波被災農地の復旧・復興状況>



※ 復興庁調べ

④水産業

水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工施設等に甚大な被害が生じた。

漁港については、平成 29 年 9 月末時点で、被災した 319 漁港中、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港は、276 漁港（約 87%）、一部でも陸揚げが可能となった漁港を含めると 319 漁港（100%）となっている。

岩手、宮城、福島 の 3 県の主要な魚市場における水揚量は、被災前に比べ約 70%となっている（直近 1 年間（平成 28 年 2 月から平成 29 年 1 月）の合計の水揚量の被災前 1 年間（平成 22 年 3 月から平成 23 年 2 月）の合計に対する比率）。

岩手県、宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については、平成 29 年 9 月末時点で、再開を目指す 68,893 施設中、復旧した施設は、68,893 施設（100%）となっている。また、被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設については、平成 29 年 6 月末時点で、797 施設のうち 743 施設（約 93%）が業務を再開している。

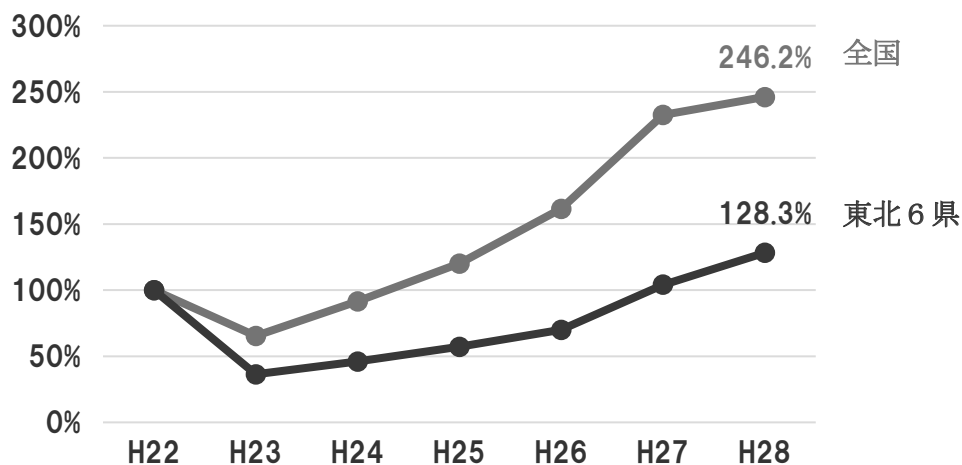
<参考：水産業の復旧・復興状況>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■漁港 (一部でも陸揚げが可能となった漁港、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港の割合)		全機能が回復済みの漁港数 276 一部機能が回復済みの漁港数 43 ----- 被災した漁港数 319
■水揚量 (直近1年間の合計水揚量の被災前1年間の合計水揚量に対する割合)		直近1年間の水揚量 323千トン ----- 被災前1年間の水揚量 463千トン
■養殖施設 (養殖施設の復旧の割合)		復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 ----- 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数
■水産加工施設 (水産加工施設の業務再開の割合)		業務を再開した施設数 743 ----- 被災3県で業務再開を希望する施設数 797

⑤観光業

観光業については、風評被害等の影響により、震災のあった平成 23 年は東北 6 県の外国人延べ宿泊者数が大きく減少したものの、平成 27 年には震災前の水準を回復した。しかしながら、全国でのインバウンド急増の流れからは大きく遅れ、依然として厳しい状況である。

<参考：外国人延べ宿泊者数（平成 22 年との比較）>



	平成 22 年(人泊)	平成 28 年(人泊)	増減
全国	26, 023, 000	64, 066, 730	+146. 2%
東北 6 県	505, 400	648, 430	+28. 3%
青森	59, 100	143, 590	+143. 0%
岩手	83, 440	125, 330	+50. 2%
宮城	159, 490	175, 480	+10. 0%
秋田	63, 570	62, 360	-1. 9%
山形	52, 630	70, 400	+33. 8%
福島	87, 170	71, 270	-18. 2%

※ 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。

※ 従業員 10 人以上の宿泊施設を対象。

⑥ 運送業

旅客自動車運送事業では、乗合バス事業についてみると、震災前の水準まで回復していたが、平成 28 年度の輸送人員は被災 3 県全体で▲3. 8%（平成 22 年度比）となっている。また、貸切バス事業についてみると、輸送人員は被災 3 県全体で▲0. 9%（平成 22 年度比）となっており、未だ震災前の水準までは回復していない。一方、旅客船事業については、平成 28 年度の輸送人キロは▲32. 6%（平成 21 年度比）となっており、依然厳しい状況にある。

<参考>

乗合バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	平成 28 年度	増減
岩手	22,291	24,166	8.4%
宮城	67,614	62,448	-7.6%
福島	21,405	20,487	-4.3%
3 県計	111,310	107,101	-3.8%
全国	4,158,178	4,288,516	3.1%

貸切バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	平成 28 年度	増減
岩手	2,866	2,586	-9.8%
宮城	8,291	7,773	-6.2%
福島	5,761	6,407	11.2%
3 県計	16,918	16,766	-0.9%
全国	300,049	294,437	-1.9%

※ 国土交通省「自動車輸送統計調査」

<参考：旅客船事業による輸送> (単位：千人キロ)

	平成 21 年度	平成 28 年度	増減
岩手	2,145	691	-67.8%
宮城	25,515	18,066	-29.2%
福島	2,374	1,489	-37.3%
3 県計	30,034	20,246	-32.6%

※ 国土交通省調べ（平成 29 年 9 月時点の速報値）

⑦商業・サービス業

内陸部の商業・サービス業は迅速に復旧し、被災 3 県の百貨店・スーパー販売額は、平成 23 年 5 月には震災前の水準まで回復し、その後、おおむね震災前水準を維持している。一方、沿岸部（津波被災地域）では、仮設店舗等の設置やグループ補助金等により事業再開が進んだものの、市街地復興に伴う地域住民の帰還と表裏一体であり、商業・サービス業の本格復旧はこれからの状況にある。

<参考：百貨店・スーパー販売額> (単位：百万円)

	平成 22 年	平成 28 年	H28/H22
岩 手	142,025	133,684	94.1%
宮 城	386,740	414,549	107.2%
福 島	223,494	252,711	113.1%
全 国	19,579,063	19,597,853	100.1%

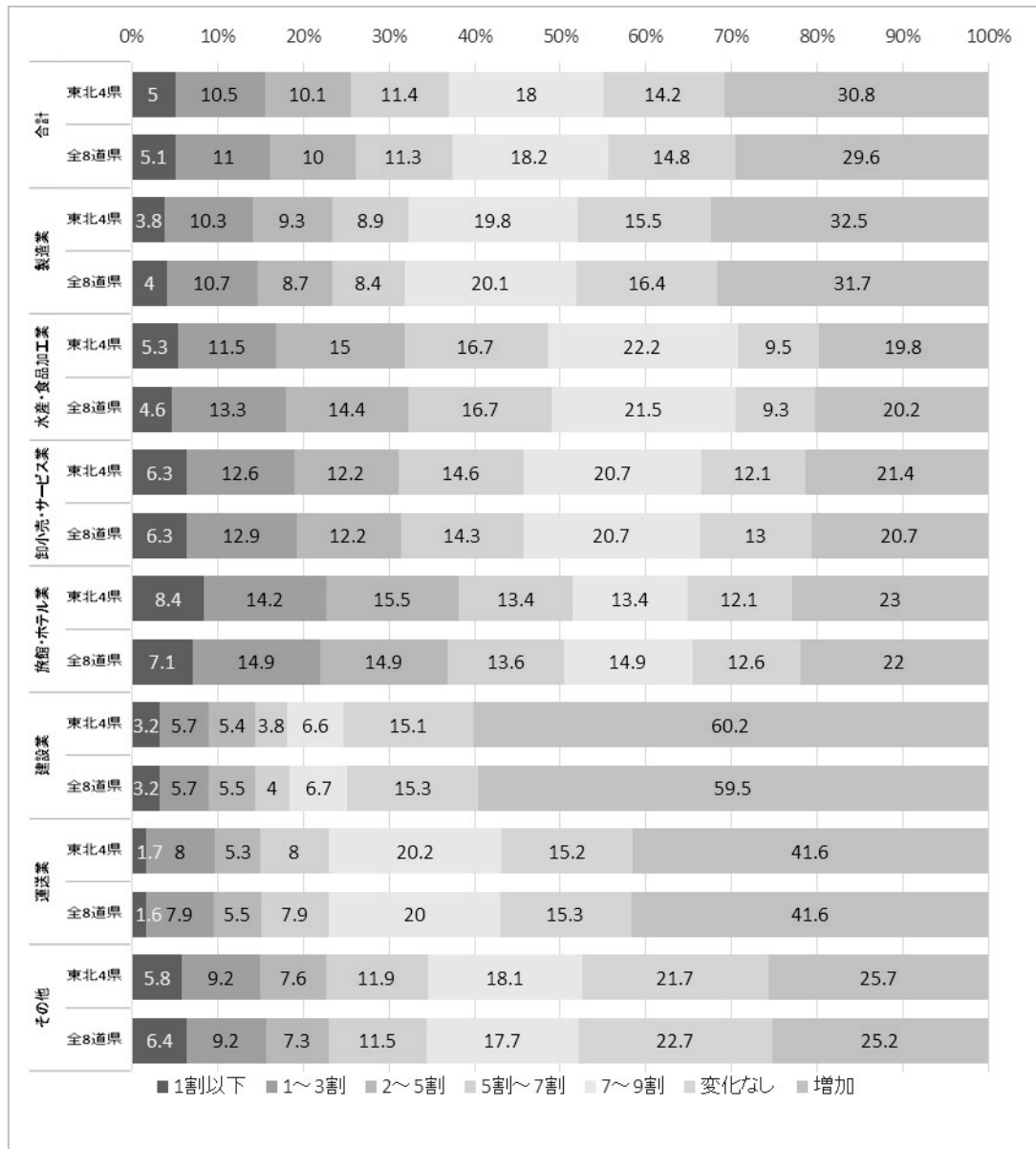
※ 経済産業省「商業動態統計年報」

（３）事業者の状況

①売上高

中小企業等グループ補助金等により復旧した事業者へのアンケート調査の結果をみると、東北４県の４割以上の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。また、復興需要関連の業種では、建設業では約８割、運送業で約６割の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。一方、水産・食品加工業では、水産加工施設は約９割が業務再開し（「（２）④水産業」参照）、生産設備の復旧が進んでいるものの、売上の回復が遅れており、震災前の水準に回復した事業者は約３割である。また、卸小売・サービス業でも震災前の売上水準に回復した事業者は約３割、旅館・ホテル業でも約４割である。

<参考：事業者の震災直前の売上水準からの変化状況>



※ 「グループ補助金交付先アンケート調査」（平成 29 年 6 月東北経済産業局）

②事業所数

被災 3 県の沿岸市町村における事業所数は、平成 24 年は震災前の平成 21 年比で 83.2%の水準であったが、平成 28 年は 88.5%の水準まで回復した。また、全国平均との差は縮小した（▲9.9%→▲2.2%）。

＜参考：被災３県の沿岸市町村における民営事業所数の推移＞

(単位：か 所、%)	H21	H24	H26	H28	H24/H21	H26/H21	H28/H21
全国	6,199,222	5,768,489	5,779,072	5,622,238	93.1	93.2	90.7
合計	122,646	101,982	108,445	108,497	83.2	88.4	88.5
宮古市	3,104	2,623	2,697	2,660	84.5	86.9	85.7
大船渡市	2,654	2,042	2,254	2,535	76.9	84.9	95.5
久慈市	2,104	1,915	1,920	1,858	91.0	91.3	88.3
陸前高田市	1,231	634	755	797	51.5	61.3	64.7
釜石市	2,343	1,706	1,853	1,819	72.8	79.1	77.6
大槌町	770	206	343	419	26.8	44.5	54.4
山田町	869	342	598	616	39.4	68.8	70.9
岩泉町	595	532	522	517	89.4	87.7	86.9
田野畑村	156	130	135	132	83.3	86.5	84.6
普代村	165	152	139	139	92.1	84.2	84.2
野田村	193	158	165	165	81.9	85.5	85.5
洋野町	705	649	646	618	92.1	91.6	87.7
仙台市	51,203	49,028	52,523	52,030	95.8	102.6	101.6
石巻市	9,016	5,763	6,243	6,329	63.9	69.2	70.2
塩竈市	3,271	2,728	2,779	2,659	83.4	85.0	81.3
気仙沼市	4,458	2,627	2,987	2,949	58.9	67.0	66.2
名取市	2,874	2,484	2,755	2,814	86.4	95.9	97.9
多賀城市	2,509	2,034	2,172	2,118	81.1	86.6	84.4
岩沼市	1,978	1,752	1,822	1,834	88.6	92.1	92.7
東松島市	1,662	1,082	1,210	1,192	65.1	72.8	71.7
亘理町	1,128	927	1,000	1,019	82.2	88.7	90.3
山元町	553	393	400	390	71.1	72.3	70.5
松島町	668	589	587	578	88.2	87.9	86.5
七ヶ浜町	578	462	454	445	79.9	78.5	77.0
利府町	1,017	963	1,030	1,004	94.7	101.3	98.7
女川町	615	191	233	356	31.1	37.9	57.9
南三陸町	870	268	323	554	30.8	37.1	63.7
いわき市	15,986	14,917	14,931	14,795	93.3	93.4	92.5
相馬市	1,915	1,804	1,769	1,788	94.2	92.4	93.4
南相馬市	3,594	2,467	2,657	2,711	68.6	73.9	75.4

広野町	277	132	223	220	47.7	80.5	79.4
檜葉町	348	...	25	61	...	7.2	17.5
富岡町	886	...	5	34	...	0.6	3.8
大熊町	561	...	...	6	...	...	1.1
双葉町	329	...	0	2	...	0.0	0.6
浪江町	1,114	...	14	45	...	1.3	4.0
新地町	347	282	276	289	81.3	79.5	83.3

※ 平成 21 年経済センサス-基礎調査、平成 24 年経済センサス-活動調査、平成 26 年経済センサス-基礎調査、平成 28 年経済センサス-活動調査（速報）

（注 1）平成 24 年経済センサス-活動調査は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、平成 26 年経済センサス-基礎調査は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。

（注 2）平成 21 年の宮古市の数値には、平成 22 年に宮古市と合併した川井村を含む。また、同年の気仙沼市の数値には、平成 21 年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。

（注 3）平成 26 年経済センサス-基礎調査では、檜葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、これらの町から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。

（４）雇用の状況

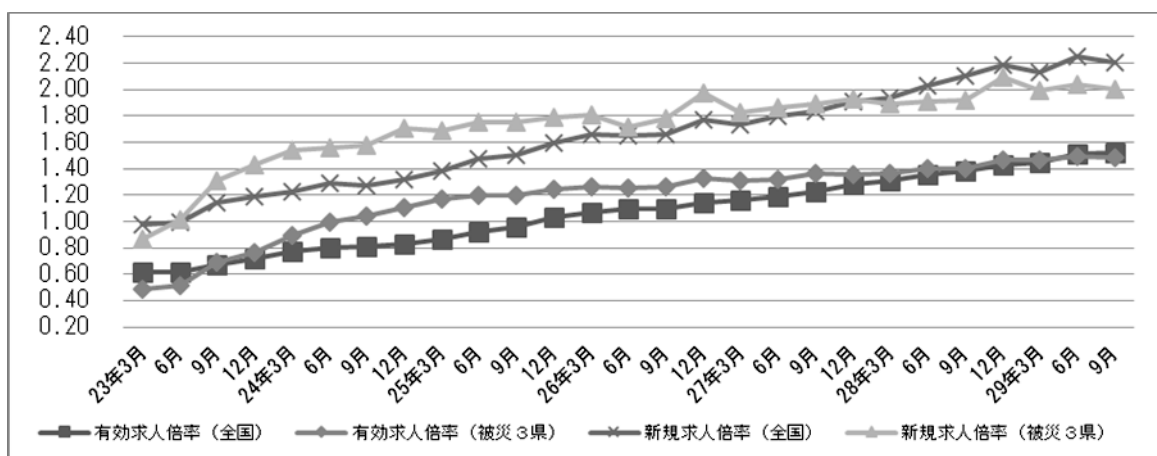
被災した岩手、宮城、福島 の 3 県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成 23 年 4 月には 0.45 倍まで低下した。

現在、被災 3 県の雇用情勢は有効求人倍率が 3 県ともに 1 倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、人口減少等により、雇用者数は震災前の水準まで回復していない地域もある。

また、職業別にみると、福祉関連、建設・採掘の職業、水産物加工工等では、求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。

<参考：雇用の状況（雇用の動向）>

（倍）



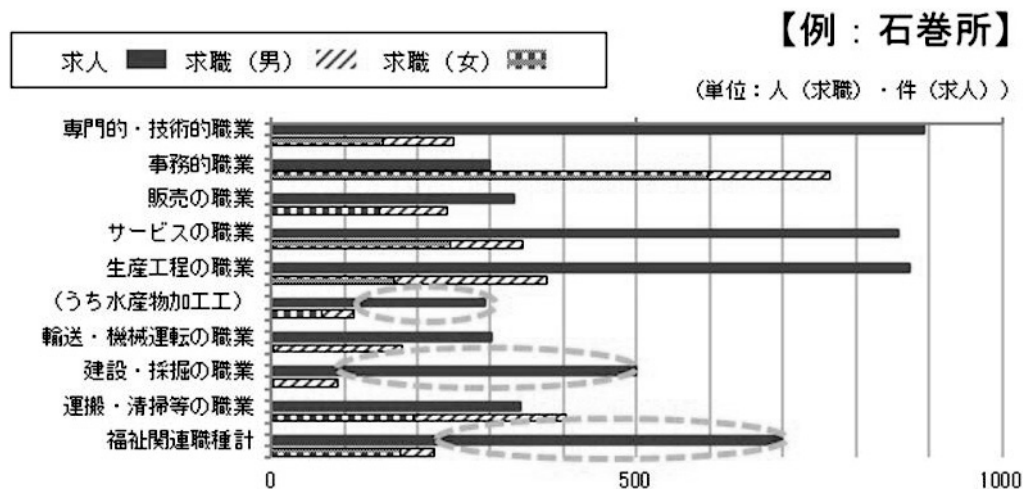
※ 厚生労働省調べ

<参考：雇用保険被保険者数の推移> 単位（人）「前年比」「7年前との比」は（％）

			平成29年9月	前年比	7年前との比	平成28年9月	平成22年9月
3 県 計	産業計		1,677,074	2.3	11.1	1,638,633	1,509,395
	岩手県	産業計	369,942	1.8	7.6	363,385	343,866
		産業計	728,805	3.0	13.1	707,834	644,320
	宮城県	気仙沼	18,257	1.7	▲ 0.9	17,952	18,414
		塩釜	34,666	3.2	5.9	33,602	32,721
	福島県	産業計	578,327	1.9	11.0	567,414	521,209
		相双	37,593	3.1	▲15.4	36,479	44,422

※ 厚生労働省調べ（平成 29 年 9 月時点）

<参考：雇用の状況（ミスマッチの一例）ハローワーク石巻における求人・求職の状況>



※ 厚生労働省調べ（平成 29 年 9 月時点）

4 原子力災害からの復興

(1) 避難指示区域の状況

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の事故発生を受け、設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成 23 年 12 月の原子力災害対策本部決定に基づき、平成 24 年 4 月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域の 3 つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成 25 年 8 月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11 市町村全てについて完了した。

その後、原子力災害対策本部決定に基づき、平成 26 年 4 月、田村市の避難指示が解除され、同年 10 月、川内村の避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われた。また、平成 27 年 9 月、楢葉町において避難指示が解除された。さらに、平成 28 年 6 月 12 日に葛尾村、同年 6 月 14 日に川内村、同年 7 月 12 日に南相馬市において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。加えて、平成 29 年 3 月 31 日に飯舘村、川俣町及び浪江町、同年 4 月 1 日に富岡町において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。

なお、平成 29 年 4 月 1 日時点で、避難指示区域からの避難対象者数は、約 2.4 万人となっている。

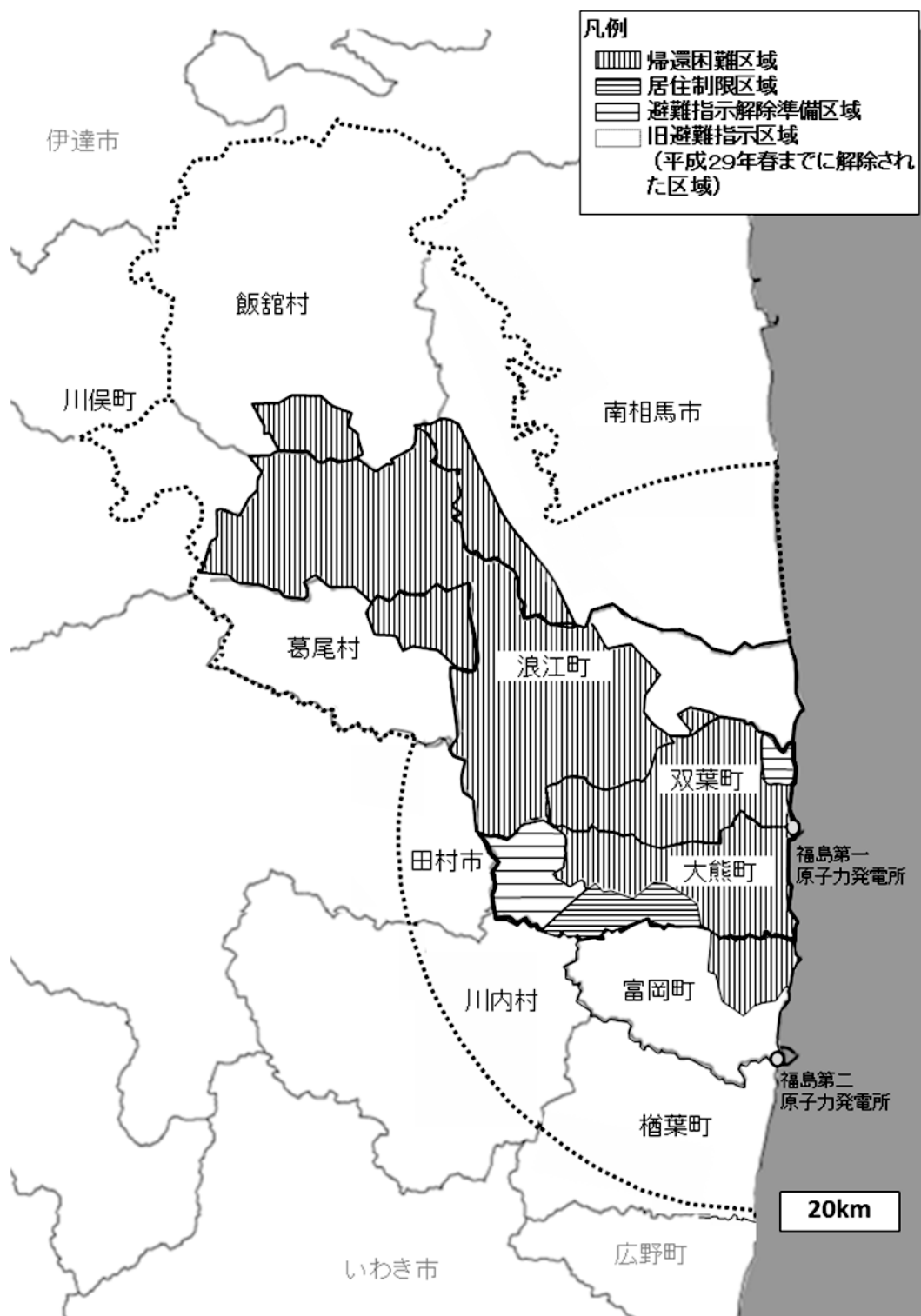
<参考：区域見直し後の避難指示区域>

① 避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
② 居住制限区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認された地域。 同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。

③帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50 ミリシーベルトを超える地域。
---------	--

※ 平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定を基に作成

<参考：避難指示区域の概念図（平成 29 年 4 月 1 日時点）>



※ 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

＜参考：避難指示区域からの避難対象者数＞

・避難指示区域からの避難対象者数	約 2.4 万人
避難指示解除準備区域	約 260 人
居住制限区域	約 360 人
帰還困難区域	約 2.4 万人

※ 市町村から聞き取った情報（平成 29 年 4 月 1 日時点の住民登録数）を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計

＜参考：東日本大震災による福島県全体の避難者数＞

福島県全体の避難者数 約 5.5 万人

（避難指示区域からの避難者も含む）

- ①福島県内への避難者数 約 2.0 万人
- ②福島県外への避難者数 約 3.5 万人

東京都	約 4.2 千人	宮城県	約 2.7 千人
茨城県	約 3.5 千人	千葉県	約 2.4 千人
埼玉県	約 3.4 千人	山形県	約 2.0 千人
栃木県	約 2.8 千人	神奈川県	約 2.0 千人
新潟県	約 2.8 千人	北海道	約 1.2 千人 等

※ 福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 1714 報)」
(平成 29 年 10 月 2 日公表)

（２）賠償の状況

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対しては、平成 29 年 9 月 29 日時点で、総額約 7 兆 6,012 億円（本賠償として個人に対し約 2 兆 9,782 億円、法人・個人事業主などに対し約 4 兆 1,164 億円、自主的避難者に対し約 3,537 億円）の賠償金が支払われている。

また、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）では、指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、平成 29 年 9 月 29 日時点の速報値で、和解仲介手続きを終えた 20,930 件の約 82%にあたる 17,223 件で和解が成立している。

（３）除染の状況

平成 24 年 1 月に全面施行した、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環

境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）（以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）及び同法に基づく基本方針等に基づき、除染を実施している。

国が直接除染を行う除染特別地域については、平成 26 年 7 月までに 11 市町村全てについて特別地域内除染実施計画の策定を完了し、平成 29 年 3 月末までに全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。その総数・総面積は、宅地約 2 万 2,000 件、農地約 8,500ha、森林約 5,800ha、道路約 1,400ha に及ぶ。

また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域についても、面的除染がおおむね完了した。

（４）放射線による健康への影響

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成 23 年度第 2 次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に 782 億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

当該基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、平成 29 年 6 月末時点で約 57 万人の回答があり、約 55 万人の推計が終了し、県全体では、推計期間が 4 か月未満の方及び放射線業務従事経験者の両方を除く約 46 万人のうち、99.8%が 5mSv 未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県は、内部被ばく線量を把握するためのホールボディ・カウンタ検査を希望する福島県民に実施しており、平成 29 年 9 月末時点で、受診者の 99.9%以上の方が 1mSv 未満であり、その他の方も含め、この結果について、福島県は「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と評価している。

<参考：福島県「県民健康調査」における基本調査>

表. 外部被ばく実効線量推計状況

実効線量 (mSv)	放射線業務従事経験者を除く			
	人数	割合（％）		
～1 未満	288,736	62.2	93.8	99.8
～2 未満	147,054	31.7		
～3 未満	25,664	5.5	5.8	
～4 未満	1,495	0.3		
～5 未満	505	0.1	0.2	0.2
～6 未満	389	0.1		
～7 未満	230	0.0	0.1	
～8 未満	116	0.0		
～9 未満	78	0.0	0.0	
～10 未満	41	0.0		
～11 未満	36	0.0	0.0	0.0
～12 未満	30	0.0		
～13 未満	13	0.0	0.0	
～14 未満	12	0.0		
～15 未満	6	0.0	0.0	
15 以上～	15	0.0		0.0
計	464,420	100.0	100.0	100.0
最高値	25mSv			

※ 福島県公表資料より引用（平成 29 年 6 月末時点）

※ 原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から 7 月 11 日までの 4 か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

※ 推計期間が 4 か月未満の方を除く。

＜参考：福島県におけるホールボディ・カウンタ検査＞

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 29 年 9 月 30 日	合計
1mSv 未満	15,384 名	310,105 名	325,489 名
1mSv	13 名	1 名	14 名
2mSv	10 名	0 名	10 名
3mSv	2 名	0 名	2 名
合計	15,409 名	310,106 名	325,515 名

※ 福島県公表資料より引用（平成 29 年 9 月末時点）

※ 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。

（注）預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの累積線量を推計したもの。

Ⅱ 復興の取組

1 現場主義に立った復興加速化

政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」において復興期間を平成 32 年度までの 10 年間と定め、未曾有の大災害により被災した地域の復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。

地震・津波被災地域においては、これまで5度にわたって講じてきた加速化措置等の成果もあり、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了した。さらに、産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は新たなステージを迎えつつある。

福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。また、平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現した。一方で、被災者一人一人が直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人のニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

こうした状況変化を受け、政府は、復興期間の後期 5 か年である平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付け、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を平成 28 年 3 月に閣議決定した。

復興の加速化は、政府の最重要課題の一つである。「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生をさらに加速していく。

(1) 被災地共通の主要課題への対応

被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生は被災地共通の課題となっている。政府は、これらの課題に対し、被災地の現場の実情を把握しながら、復興のステージの移行を踏まえた取組を推進している。

被災者支援については、被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念されることから、被災者の心身のケア、被災者の移転に伴うコミュニティ形成の支援、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援等に取り組んでいる。

住まいとまちの復興については、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる加速化措置を講じてきたところである。引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画通り進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援していく。また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠であることから、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

産業・生業の再生については、平成26年6月に策定した「産業復興創造戦略」に基づき、仮設店舗から本設店舗への移行、商業施設整備への支援・商店街の再建への支援を通じたまちのにぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた取組等を支援している。また、東北の観光は、根強い風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていない。このような状況を受け、2020年の東北の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標を設定し、観光復興の取組を強化している。

また、政府は、震災復興を契機として、日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、全国のモデルとなる「新しい東北」を創造することを目標としている。平成26年4月、復興推進委員会から「新しい東北」の目指すべき目標像等について提言された。これを踏まえ、これまで、国・地方公共団体のみならず、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、地域課題の解決に向けた先進的な取組を推進してきたところであり、これまでに蓄積されたノウハウ等の被災地内外での普及・展開を図るため、被災地の自治体、事業者等に対する支援、復興関係者間の更なる連携の促進、情報共有や情報発信等の取組を進めている。

（２）原子力災害からの復興・再生

福島原子力災害被災地域においては、事故収束（廃炉・汚染水対策）、放射性物質の除去等、避難指示の解除と帰還に向けた取組の充実、中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、事業・生業や生活再建・自立に向けた取組の拡充について、主に以下の取組をしている。

福島再生の大前提である東京電力福島第一原子力発電所の事故収束（廃炉・汚染水対策）については、事故炉の廃炉というこれまでにない大きなチャレンジとなる難題であるが、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

放射性物質の除去等については、平成 29 年 3 月末までに、帰還困難区域を除き、除染実施計画に基づく面的除染がおおむね完了した。また、中間貯蔵施設については、用地取得を進めるとともに、施設の整備、除去土壌等の輸送を進めている。今後も、平成 28 年 3 月に公表した中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」に沿って事業を進めていく。また、指定廃棄物の処理については、福島県内において既存の管理型処分場を活用した埋立処分事業に係る対応を進めているほか、福島県外においても各県それぞれの状況に応じた対応を進めている。

避難指示の解除と帰還に向けた取組の充実については、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。このような中、平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現した。引き続き、住民の帰還に向けた環境整備に取り組んでいく。

中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化については、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉、ロボットの拠点整備や研究開発プロジェクト、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。また、平成 29 年 5 月には、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）が、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号）により改正されたことに伴い、福島イノベーション・コースト構想が改正後の福島復興再生特別措置法（以下「改正福島特措法」という。）に位置付けられた。さらに、同年 7 月に開催した第 1 回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を決定した。また、福島イノベーション・コースト構想における再生可能エネルギー等のエネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ

社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す「福島新エネ社会構想」を平成 28 年 9 月に決定し、取組を進めてきた。さらに、常磐道の大熊 IC、双葉 IC 整備や、JR 常磐線の全線開通に向けた取組を進める。JR 常磐線については、原ノ町駅～小高駅間は平成 28 年 7 月、浜吉田駅～相馬駅間は平成 28 年 12 月、小高駅～浪江駅間は平成 29 年 4 月、富岡駅～竜田駅間は平成 29 年 10 月に運転が再開されている。帰還困難区域については、改正福島特措法に基づき、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしており、5 年を目途に避難指示を解除できるよう、まずは特定復興再生拠点区域の整備を進めていく。

事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組については、「福島相双復興官民合同チーム」が、発足以来、個別訪問などを踏まえ、事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築に向けて取り組んできているほか営農再開に向けて平成 29 年 4 月から農業者への個別訪問の取組も行っている。改正福島特措法を踏まえ、平成 29 年 7 月から同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進機構に国職員を派遣し、国、県、民間が一体となって腰を据えた支援を行うための体制強化を図った。引き続き、個別訪問などを踏まえ、事業や生業の再建、営農再開、帰還後の生活の再構築に向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。福島の森林・林業の再生については、平成 28 年 3 月に「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめ、除染等の取組だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の安全・安心の確保のための取組等を進めている。福島県における漁業の本格的な操業再開に向けて、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査等を行っている。

2 被災地共通の主要課題への対応

(1) 被災者支援

①被災者支援に関する取組

(i) これまでの取組

避難生活が長期化する中、被災者の心の健康への影響や、コミュニティの形成等、復興の進展に伴う様々な課題に対応するため、平成 27 年 1 月、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

<参考：被災者支援（健康・生活支援）総合対策（ポイント）>

項目名	今後の方向性
支援体制の充実と心の復興	・見守り活動を行う相談員や復興支援員の確保等の被災者の見守り等の活動の更なる推進 ・被災者の生きがいをづくりを支援する「心の復興」事業の実施
住居とコミュニティ形成への支援	・災害公営住宅におけるコミュニティの形成のため、地域のコミュニティ活動立ち上げへの支援や、入居者募集方法の工夫に関する情報の提供 ・災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成への支援
子どもに対する支援	・被災した子どもに対する総合的な支援の推進 ・教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣 ・福島県における子どもに対する支援

平成 27 年度、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、自治体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援した。

(ii) 被災者支援総合交付金を活用した支援

平成 28 年度は、「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設した。

避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の本格化など復興のステージの進展に伴い生じる課題に対応するため、「被災者支援総合交付金」について、生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業を追加し、

関連事業を統合するなどの拡充を図り、自治体における被災者支援の取組を一体的に支援している。

平成 29 年度は、仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業を同交付金の対象に加えた。

<参考：被災者支援総合交付金の支援メニュー>

Ⅰ. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」 ・県外避難者支援 ・高齢者等日常生活サポート ・被災者支援コーディネート
Ⅱ. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ. 被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ. 子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

(iii) 被災者の心身のケア

被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことが重要であることから、高齢者などに対する日常的な見守り・相談支援、高齢者の交流機会を創る活動や子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業に取り組んでいる。

また、専門的な心のケアを必要とする方に適切に対応するため、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。

(iv) 被災者の移転に伴うコミュニティ形成等の支援

災害公営住宅への入居や仮設住宅の集約化が進んでいることから、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、生活の重要な要素であるコミュニティの形成支援に取り組んでいる。

また、学校校庭にある仮設住宅への対応に関し、自治体における取組を支援している。

(v) 被災者の住宅・生活再建に関する相談支援

一人暮らしの高齢者など、生活再建に問題を抱える方々への相談支援が重要な課題となっていることから、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のため、住宅・生活の再建計画づくり、手続きのサポートなどの相談支援に取り組んでいる。

(vi) 県外避難者への支援

避難生活が長期化する中で、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供は、重要な課題となっている。特に福島県では、平成 29 年 3 月末で避難指示区域外※の避難者に対する応急仮設住宅の提供が終了し、県による新たな支援策に移行したこと、また、平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現したことから、避難者の帰還・生活再建を円滑に進めるため、相談支援・情報提供について重点的な支援に取り組んでいる。 ※平成 27 年 6 月 15 日時点

(vii) 子どもに対する支援

子どもたちが抱える課題を解決するため、子どもをもつ家庭などへの訪問による健康相談、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、子どもの心と体のケア、学習支援など、被災した子どもの支援に取り組んでいる。

②多様な担い手による活動への支援

震災発生から 6 年以上が経過し、被災地のニーズが多様化する中、よりきめ細かい支援を行っている NPO やボランティア団体等が活動を円滑に進められるよう、NPO 等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ（平成 24 年 10 月、平成 25 年 1 月、2 月、5 月、10 月、平成 26 年 2 月、9 月、平成 27 年 1 月、平成 28 年 1 月、3 月、9 月、平成 29 年 1 月、3 月、9 月）、情報提供している。

また、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、公表（平成 24 年 11 月、平成 25 年 3 月、6 月、10 月、平成 26 年 2 月、5 月、9 月、平成 27 年 3 月、9 月、平成 28 年 3 月、12 月、平成 29 年 2 月、5 月、8 月）するとともに、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。平成 28 年 4 月の熊本地震を受け、東日本大震災における経験を熊本で活かしてもらうため、内閣府男女共同参画局を通じて、熊本県へ事例集の情報提供を行った。平成 29 年 1 月には、復興庁・内閣府が主催して、熊本地震の被災地に、東日本大震災などの過去の災害の教訓を、男女共同参画や災害時要援護者などの多様な視点から伝えるとともに、熊本での経験を共有し、東北の復興にもつなげていくことなどを目的にシンポジウムを開催した。

なお、平成 25 年 5 月には、地方公共団体が平常時から防災・復興体制に取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表した。

（２）住まいとまちの復興

①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

住まいの再建は、着実に進捗している。県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が「住まいの復興工程表」に沿って進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援している。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

（い）住宅再建・復興まちづくり

一日も早く被災者に恒久住宅に移っていただくため、災害公営住宅や高台移転について、平成 30 年度までに、おおむね完了を目指している。

これまでも、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路となる課題に対して、累次にわたる加速化措置を講じてきた。引き続き事業の円滑化及び計画通りの整備を進めるため、工事加速化支援隊により県・市町村を直接訪問するなど、県・市町村の事業進捗のきめ細やかな支援を実施している。また、復興のステージに応じて新たに顕在化している地域の課題に対応すべ

く、平成 28 年 4 月に「復興交付金（効果促進事業）の活用について」を、さらに平成 29 年 6 月には、こうした課題への対応を一層進めるべく「復興交付金（効果促進事業）の活用について（第 3 版）」を公表した。

生活再建のための被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給や、住宅の自力再建のための借入に係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施など、住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進している。

＜参考：これまでの加速化措置の主な内容＞

加速化措置	主な内容
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第一弾（平成 25 年 3 月）	・被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第二弾（平成 25 年 4 月）	・所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地収用手続の効率化等の手続きの簡素化を実施
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第三弾（平成 25 年 10 月）	・加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続きを画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」を策定
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第四弾（平成 26 年 1 月）	・市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第五弾（平成 26 年 5 月）	・民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成 ・これまでの用地取得の迅速化をさらに強化した「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を取りまとめ
住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策（平成 27 年 1 月）	・これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、これまでの加速化措置を充実・補完

<参考：住まいの復興工程表（平成 29 年 3 月末時点）>

（単位：戸）

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度以降	（調整中）	計
岩手県	民間住宅等用宅地	2	247	1,000	2,381	4,169	6,251	7,809	（0）	7,809
	災害公営住宅	118	574	1,525	3,168	4,594	5,270	5,964	（0）	5,964
宮城県	民間住宅等用宅地	85	353	2,374	5,197	7,550	8,669	9,176	（0）	9,176
	災害公営住宅	50	1,343	5,288	9,812	13,784	15,575	15,852	（297）	16,149
福島県	民間住宅等用宅地	17	244	594	730	1,301	1,853	1,869	（0）	1,869
	災害公営住宅 （津波・地震向け）	80	357	1,617	2,600	2,758	2,807	2,807	（0）	2,807
	災害公営住宅 （原発避難者向け）	0	0	509	1,167	3,400	4,890	4,890	（0）	4,890
	災害公営住宅 （帰還者向け）	－	－	－	0	69	283	283	（26）	319

※ 民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

（ii）生活環境の整備

被災市町村の防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に向けては、これまで、土地の交換に伴う免税措置を創設し、土地利用計画策定や公有地の集約促進のための支援策をとりまとめ、市町村へ周知を行ってきた。平成 29 年 6 月には「防集移転元地等の活用に関する事例集（追加版）」の公表・周知を行った。

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例等を活用し、応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保や、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援している。

（iii）被災地における医療及び介護の提供体制の確保の支援

東日本大震災により、被災地の医療施設は大きな被害を受けた。被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（合計約 2,012 億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づき各種事業を実施し、医療提供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、平成 29 年 3 月末現在、震災により入院受入に支障を生じた病院の 97%（182 病院中 176 病院）において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、医療提供体制の再構築が進んでいる。

また、介護施設、障害者施設も大きな被害を受けた。このため、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提

供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、平成 29 年 7 月時点で、施設の復旧が必要な介護施設の 94%（500 施設中 472 施設）が復旧し、平成 29 年 3 月時点で障害者施設も 93%（314 施設中 292 施設）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、介護関連職種の有効求人倍率が震災前よりも高くなるなど、不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実施、施設内保育施設の運営など、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

「集中復興期間」において道路、河川、上下水道等のうち、生活に密着したインフラの復旧は、全体としておおむね終了した。現在は、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、計画中の復旧・復興工事を行っている。

（i）道路

平成 30 年度には、東北横断自動車道釜石秋田線（釜石～花巻）の全線と、三陸沿岸道路の仙台から釜石までの約 9 割の開通を目指して整備を行っている。

三陸沿岸道路の登米志津川道路（三滝堂 IC～志津川 IC）は平成 28 年 10 月に、南三陸道路（志津川 IC～南三陸海岸 IC）は平成 29 年 3 月に開通した。東北中央自動車道の阿武隈東道路（相馬山上 IC～相馬玉野 IC）は平成 29 年 3 月に開通した。

復興道路・復興支援道路の 8 区間・約 65 kmの開通見通しを新たに公表し、全体 570 kmのうち 523 km・約 9 割が開通又は開通見通しが確定している。また、事業化した常磐道の大熊 IC、双葉 ICについて、それぞれ平成 30 年度、平成 31 年度までの供用を目指して整備を行っている。さらに、常磐道のいわき中央 IC～広野 IC、山元 IC～岩沼 ICについて、復興・創生期間内のおおむね 5 年での完成を目指して 4 車線化事業を行っている。広野 IC～山元 ICについては、6 か所、計 13.5kmにおいて付加車線を設置することとした。

(ii) 鉄道

JR 山田線（宮古～釜石）については、平成 30 年度末の復旧を目指して関係者間で緊密に連携し、復旧が着実に進むよう取り組んでいる。

JR 大船渡線（盛～気仙沼）、気仙沼線（気仙沼～柳津）については、平成 28 年 3 月までに BRT による本格復旧で合意したところであり、関係者で連携し、更なる利便性向上に取り組んでいる。

JR 常磐線については、平成 31 年度末までに全線開通することを平成 28 年 3 月に公表したところであり、全線開通の実現に向けて取り組んでいる。なお、原ノ町駅～小高駅間は平成 28 年 7 月、浜吉田駅～相馬駅間は平成 28 年 12 月、小高駅～浪江駅間は平成 29 年 4 月、富岡駅～竜田駅間は平成 29 年 10 月に運転が再開されている。

(iii) 港湾

釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤は平成 29 年度までの復旧完了を目指して整備を行っており、大船渡港湾口防波堤は平成 28 年度に完成した。

また、小名浜港においては、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として必要な施設整備を推進しており、仙台塩釜港（仙台港区）においては、完成自動車やばら積み貨物等の混在、岸壁不足等を解消するための岸壁等の整備が完了した。

宮古港においては、旅客ターミナルの整備が進められており、平成 30 年 6 月に室蘭港とを結ぶ岩手県初のフェリー航路を開設する予定であることが公表されている。

(iv) 海岸対策

海岸対策については、平成 29 年 6 月末時点で全海岸の 99%で地元調整済み、89%で着工済みとなっており、約 4 割の箇所で工事が完了した。引き続き関係者で連携して速やかに復旧・復興が進むよう支援を行い、平成 32 年度までに完了する予定である。

(v) 農林水産関係

農地・農業用施設については、平成 30 年度までの復旧完了を目指し、がれき・ヘドロの除去、除塩や畦畔の修復等の復旧を進め、平成 29 年 6 月末現在、津波被災農地のうち 84%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。また、農地等の復旧と併せ農地の大区画化・利用集積等を行う取組に対し支援している。

海岸防災林については、平成 32 年度までの復旧完了を目指し、林帯地盤

等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行っており、平成 29 年 6 月末現在、45%で完了した。

漁港・漁場等については、平成 30 年度までの復旧完了を目指し整備を進めており、平成 29 年 9 月末現在、漁港については、100%で陸揚げが可能となり、漁場については、養殖漁場の 99%・定置漁場の 99%でがれきの撤去が完了している。また、品質・衛生管理の向上等による流通機能の強化・高度化や漁業者等が操業中に回収したがれきの処理を支援している。

(3) 産業・生業の再生

被災地域での産業を復興し、生業の再生を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つである。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備等の災害復興施策として前例のない支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。観光業では、平成 28 年度から観光復興関連予算を大幅に増額し、東北の観光振興の取組を進めている。また、農林水産業では、農地・農業用施設や漁港施設、漁船、養殖施設等の生産基盤の復旧等が進んだほか、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた活動を支援している。

①産業復興の加速化

(i) 仮設店舗から本設店舗への移行

早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等の整備を行っており、平成 29 年 9 月末時点で、被災 6 県での仮設施設の竣工数は以下のとおりである。

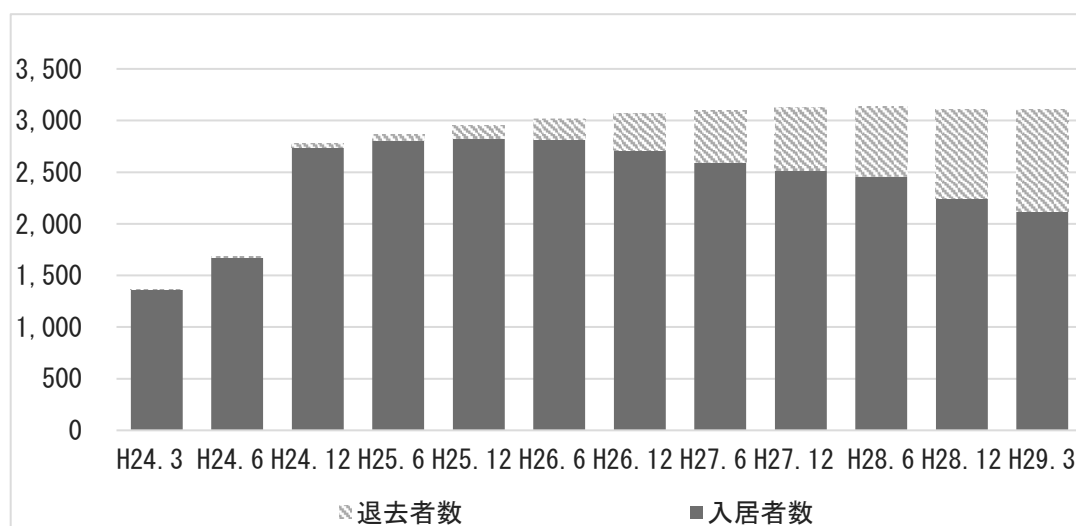
これらの仮設施設に 2,120 事業者（平成 29 年 3 月末時点）が入居している。グループ補助金による本設店舗の自立再建支援や、津波・原子力災害雇用創出企業立地補助金による共同店舗型商業施設の整備などを通じて、983 事業者が退去し、徐々に本設施設への移行が進んでいる。

<参考：仮設施設の竣工数>

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	18	351	142	77	1	1	590

※ （独）中小企業基盤整備機構調べ（平成 29 年 9 月末時点）

<参考：仮設施設の入居事業者数・退去事業者数>



※ （独）中小企業基盤整備機構調べ（平成 29 年 3 月末時点）

(ii) 商業施設整備への支援・商店街の再建

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要がある。平成 26 年 1 月、商業集積・商店街の再生加速化に向けた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を取りまとめた。

具体的には、

- ・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順（「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」）を作成し、まちづくりに関わる自治体職員等の業務遂行の手引きとして提示
- ・商業集積等に携わるまちづくり担当者に対する研修の実施
- ・商業施設用地の整備に併せ、震災で失われた商業機能の復旧のために整備する商業施設等の整備に対する補助

等が盛り込まれている。

これを踏まえて、東日本大震災被災地域まちなか再生計画の認定要領を策定し、これまでに以下の 7 自治体の「まちなか再生計画」について認定を行った。これらの計画に基づき、各自治体で共同店舗型商業施設が開業した。

	計画名（認定日）	主な計画の内容
1	女川町まちなか再生計画 （平成 26 年 12 月 19 日認定）	2 地区に分散していた市街地を町の中心となる女川浜地区に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「シーパルピア女川」平成 27 年 12 月開業 ※「ハマテラス」平成 28 年 12 月開業
2	山田町まちなか再生計画 （平成 27 年 3 月 24 日認定）	南北に拡散していた市街地を JR 陸中山田駅付近に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「オール」平成 28 年 11 月開業
3	石巻市まちなか再生計画 （平成 27 年 7 月 10 日認定）	中心市街地の主要エリアに公共施設、商業施設、観光交流施設等が集積したコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「石巻テラス」平成 28 年 12 月開業
4	南三陸町まちなか再生計画 （平成 27 年 10 月 2 日認定）	従来のにぎわいの拠点であった 2 箇所の中心地区に、商業施設や交流施設等を配置し、それぞれコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「南三陸さんさん商店街」平成 29 年 3 月開業 「南三陸ハマーレ歌津」平成 29 年 4 月開業
5	陸前高田市まちなか再生計画 （平成 28 年 1 月 15 日認定）	従来の中心市街地を山側に移動・集約し、公共施設、商業施設等が集積するコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「アバッセたかた」平成 29 年 4 月開業
6	大船渡市まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	従来の中心市街地を JR 大船渡線の東側に集約し、公共施設、商業施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「キャッセン大船渡」平成 29 年 4 月開業
7	いわき市久之浜・大久地区まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	従来の市街地に、公共施設、商業施設を中心として住宅地を配置し、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「浜風きらら」平成 29 年 4 月開業

（iii）施設・設備の復旧支援

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、中小企業等グループ補助金において、平成 29 年 8 月までに 698 グループ、計 11,330 事業者（北海道内

で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で129グループ、宮城県内で225グループ、福島県内で261グループ、茨城県内で58グループ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ）の施設・設備の復旧を支援している。

(iv) 企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害地域等の産業復興を加速するため、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を加速させるため、雇用の場の確保に取り組んでいる。

＜参考：各企業立地補助金の執行状況（平成29年9月末時点）＞

補助金名	対象地域	交付決定件数 (交付決定額)
ふくしま産業復興 企業立地支援事業	福島県全域（避難指示区域等を除く。）	382 件 (約 1,607 億円)
原子力災害周辺地域産業復興 企業立地補助金	宮城県、栃木県、茨城県	75 件 (125 億円)
津波・原子力災害被災 地域雇用創出企業立地 補助金	津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。）	328 件 (約 1,239 億円)
自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金	福島県 12 市町村の避難指示区域等	38 件 (約 249 億円)

※自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については採択件数（採択額）。

(v) いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じている。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成29年9月30日時点で、事業再建等に関する相談件数が2,711件、支援決定を行った案件は729件となっている。産業復興相談センター・産業復興機構では、平成29年9月30日時点で、事業再建等に関する相談件数が5,945件、金融機関等によ

る金融支援の合意に至った案件は債権買取決定 336 件を含む 1,121 件となっている。

なお、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定を行う期間に関し、平成 28 年 12 月 20 日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定に基づき、主務大臣の認可を受けて、1 年間延長したことから、延長後の支援決定を行う期間は平成 30 年 2 月 22 日までとなっている。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会を中心に、破産手続等の法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年 7 月 15 日策定）に沿って支援が行われている。これまでの個別相談件数は 5,822 件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は 8 件、債務整理の成立件数は 1,359 件となっている（平成 29 年 9 月 29 日時点）。

＜参考：東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの相談受付の状況＞

	相談受付件数	支援件数・成立件数
東日本大震災事業者再生支援機構	2,711 件	729 件（支援決定件数）
産業復興相談センター・産業復興機構	5,945 件	1,121 件（金融支援件数） （うち債権買取決定 336 件）
個人債務者の私的整理に関するガイドライン	5,822 件	1,359 件（成立件数）

※ 復興庁調べ（東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構は平成 29 年 9 月 30 日時点、個人債務者の私的整理に関するガイドラインは平成 29 年 9 月 29 日時点）

（vi）資金繰り支援

被災中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、政府系金融機関による東日本大震災復興特別貸付、信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を実施している。制度創設から平成 29 年 9 月末時点までの実績は、東日本大震災復興特別貸付で約 30 万件（総額約 6 兆 1 千億円）、東日本大震災復興緊急保証で約 13 万 3 千件（総額約 2 兆 7 千億円）となっている。

（vii）販路開拓、新事業の立ち上げ等支援

大手企業のノウハウやアイデア等を被災地域企業に提供する地域復興マ

ッティング「結の場」を平成 24 年以降、過去 18 回開催し、延べ 147 社の地域企業と、473 社の支援企業が参加し、220 件の連携事業（成果が取りまとまった過去 14 回の開催分）が成立した。

また、被災地企業の新産業の創出等につながる新たな事業に対して、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員によるハンズオン支援の実施や、被災地企業の新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、生産性向上・効率化等を目的に、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家・専門機関を派遣する事業を実施している。平成 28 年度までに、被災地域企業新事業ハンズオン支援事業では 50 件、専門家派遣集中支援事業では、66 件の支援を実施している。

加えて、被災地企業の販路開拓を図るため、大学、公的研究機関、大手企業等との連携の機会を提供し、試作品製作等を支援する福島県等復興産学官連携支援事業で 12 件（平成 29 年 8 月末時点）の支援を行っている。

（viii）人材確保対策

被災地域、特に津波被害の大きかった三陸沿岸部や原子力災害被災地域では、人手不足が深刻化しており、産業復興を着実に進めるためにも人手不足の解消に取り組むことが重要である。

そのため、平成 29 年度から、関係省と連携して被災地における人材確保対策をとりまとめ、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、企業の生産性の向上や人材獲得力向上、企業の連携による競争力の向上、好事例の横展開を支援する以下の事業等を実施している。

○伴走型人材確保・育成支援モデル事業

- ・学生の成長や企業の経営課題の解決に資する長期滞在型・課題解決型インターンシップを実施。
- ・約 3 か月の社会人向けトライアル就業プログラムを実施。
- ・企業に人材確保・定着・育成等を助言・指導。

○企業間専門人材派遣支援モデル事業

- ・大企業でキャリアを積んだ現場型の専門人材等を被災地企業へ出向等により長期派遣。

○東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業

- ・被災地域の中小企業の人材確保力、定着力等の向上のため、セミナーの開催や専門家による個別指導を実施。
- ・首都圏の人材に対し、被災地域の中小企業の魅力を P R するイベントを実施するとともに、マッチングを支援。

○事業復興型雇用確保事業

- ・ 中小企業等に対する産業政策と一体となった雇用面の支援として、既存の被災求職者の雇入れ費用に係る助成に加え、新たに求職者（被災地外の求職者も含む）の雇入れに伴う住宅支援費用助成を実施。

（ix）造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、造船業等復興支援事業費補助金について8件、約114億円の採択を行い、平成29年9月までに7件の補助事業が完了した。

（x）産業復興の推進に関するタスクフォース

被災地域での産業を復興し、生業の再建を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つであることから、平成26年4月、復興大臣の下に関係省庁からなる「産業復興の推進に関するタスクフォース」を立ち上げた。

平成26年6月、創造的な産業復興を「新しい東北」の創造とともに実現するため、理念、目標像、施策体系、加速化の体制などをまとめた「産業復興創造戦略」を策定した。また、復興施策を下記の5つの体系に分けて整理した。

- ・ 企業チャレンジの促進
- ・ 人的基盤の再整備
- ・ 産業基盤の再構築
- ・ 内外の民間活力の結集
- ・ 東北の成長の取り込み

平成27年から、「産業復興施策の重点」を毎年取りまとめている。

平成29年3月には、下記の4点を重点課題とした「平成29年度 産業復興施策の重点」を取りまとめた。

- ・ 産業復興の加速と事業者の自立
- ・ 農林水産業の再生
- ・ 観光の振興と交流人口の拡大
- ・ 原子力災害からの産業・生業の再生

②農林水産業の再生

農業の復旧・復興については、津波により被災した農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧を計画的に進めるなど、営農再開に向けて取り組んできており、営農再開後もきめ細かい支援を行っている。さらに、農地等の復旧と合わせた農地の大区画化、大規模施設園芸等の先進的な取組、先端

技術を駆使した生産・加工技術等の大規模実証研究の成果の普及等を行っている。また、放射性物質による汚染に対し、風評の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っている。

林業・木材産業の復旧・復興については、被災者の住宅再建及び被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及を推進している。また、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大に向けた間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備、川上と川中・川下の連携による需給情報の共有化の徹底や民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築など、木材の需要拡大と安定供給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援している。

水産業・漁村の復旧・復興について、被災地沿岸部は全国屈指の豊かな漁場に恵まれた地域であり、それぞれの漁業の特色や被災状況に応じ、必要な支援を実施してきた。被災した漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港については、高度衛生管理対応の荷捌き所等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興にも取り組んでいる。漁業・養殖業については、地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に適応した安定的な生産体制を構築する漁業協同組合等の取組への支援を行っている。水産加工業については、設備等の生産能力の復旧が進む中、販路の回復・開拓に向けた活動や被災地水産加工品等の輸出を視野に入れた先進的な取組を支援している。

(4) 観光の振興

観光は地域産業全体に影響する裾野が広い分野であり、風化防止、風評の払拭という観点から、観光復興は重要な意義を有している。一方で、東北の観光は、根強い風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていない。

このような状況を受け、東北の観光復興を力強く推進するため、平成 28 年度から観光復興関連予算を大幅に増額し、東北の外国人延べ宿泊者数を平成 32 年には 150 万人泊とする目標を設定した。具体的には、以下の取組等を実施している。

(i) 東北観光復興対策交付金

地方公共団体に対して、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組を交付金により支援。

(ii) 東北観光復興プロモーション

全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

(iii) 「新しい東北」交流拡大モデル事業

外国人の交流人口拡大につながる新たなビジネスモデルの立ち上げを目指し、民間の取組をモデル事業として支援。

(iv) 福島県観光関連復興支援事業

福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援。

(5) 「新しい東北」の創造に向けて

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

①復興推進委員会における審議過程

復興推進委員会では、「新しい東北」の創造について、平成 25 年 3 月から調査・審議が開始された。課題解決の「鍵」は現場にあるとの認識に立ち、現地調査を行うとともに、被災地の声を丁寧に聞きつつ、既に地域に芽生えている先進事例の掘り起こしが行われた。また、被災地をよく知る各分野の専門家を集めた懇談会を開催するなど、専門的見地からの検討も行われた。

これらの成果について、復興推進委員会で全体的視点から議論が行われ、平成 26 年 4 月に「新しい東北」の目指すべき目標像等について提言された。

提言では、「新しい東北」の将来像として、以下の 5 つの社会を取り上げ、それぞれの目標像やこれに向けた取組状況等が示された。

- ・元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ・「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ・持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ・頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ・高い発信力を持った地域資源を活用する社会

②「新しい東北」の創造に向けた取組の推進

「新しい東北」の創造に向けた取組の推進に当たっては、企業・大学・NPO等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。また、被災地で進む先進的な取組を加速化させるとともに、取組を通じて蓄積されたノウハウを普及・展開することが必要となる。

こうした認識の下、復興庁では、(i) 先進的な取組の加速化、(ii) 官民連携を推進する情報基盤の整備、(iii) 「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の自治体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、(iv) 情報発信の強化等の取組を進めている。

(i) 先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既に先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の創造に向けては、全国モデルとしていくため、こうした先進的な取組を加速化することが重要である。

このため、復興庁では、平成25年度から平成27年度まで「新しい東北」先導モデル事業を実施した。復興推進委員等の有識者の意見を踏まえた上で、既に芽生えている先進的な取組を選定し、プロジェクトの立上げ段階に必要なソフト面の取組を包括的に支援し、平成25年度66件、平成26年度95件、平成27年度55件と、3か年で合計216件の事業を支援した。

平成28年度以降は、蓄積されたノウハウ等の普及・展開に取り組んでいる。

また、(4)で述べたとおり、観光復興に向けて、東北における外国人交流人口の拡大を目的とした事業（「新しい東北」交流拡大モデル事業）を平成28年度から実施している。

(ii) 官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業・大学・NPO等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした取組をより一層活性化し、被災地での普及・展開を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組状況やノウハウに関する情報共有や意見交換を行うことができる基盤づくりを進める必要がある。

このため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO等のトップを設立発起人として、平成25年12月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立し

た。平成 29 年 8 月時点で 1295 法人・団体の会員を擁している。

「新しい東北」官民連携推進協議会においては、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、会員等が対面で情報共有や意見交換を行うことができる場として「交流会」を開催しており、各種支援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の普及・展開等のきっかけづくりの場を提供している。なお、「交流会」は、平成 25 年 12 月の「新しい東北」官民連携推進協議会の設立後、これまでに 10 回開催している。

(iii) 「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の自治体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開

これまでの「新しい東北」の創造に向けた取組の推進により蓄積されたノウハウについては、被災地の自治体や事業者に対する支援を通じて普及・展開を図ることとしており、具体的には以下のような取組を行っている。

平成 26 年度においては、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方自治体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置した。

「地域づくりネットワーク」では、地方自治体等が、地域の課題解決に向け、先進的な取組の導入に積極的に取り組むことができるよう、まちづくりの推進やコミュニティの形成に向けた取組状況、ノウハウ、先進事例等の情報共有を行うことができる場を提供している。平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、自治体に対し、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援（自治体版ハンズオン支援事業）を実施した。平成 29 年度からは支援対象を NPO 等にも拡大して支援を行っている（地域づくりハンズオン支援事業）。

また、民間事業者や社会的企業において、そのノウハウや新たな発想を生かし、積極的な起業や新規事業の立ち上げが進むよう、必要な資金提供が受けられる環境整備等に取り組む必要がある。

このため復興庁では、平成 25 年度からビジネスコンテストを開催し、審査過程で、応募案件の事業化に向けた専門家のアドバイスを提供するとともに、受賞案件について情報を発信する機会を設けるなど、投資家や起業支援団体などの事業パートナーの発掘等に向けた側面的な支援も行っている。

平成 26 年度には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、金融機関等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」を設置し、金融機関等と産業復興に関する情報共有、共通の課題についての意見交換等を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施している。

平成 27 年においては、さらに、産業復興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を効果的に支援するため、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

「企業連携グループ」では、多様な機関から提供される多様な産業復興施策を、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の担当職員等を通じて、現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するため、(3)で述べた「結の場」、ハンズオン支援及び専門家派遣集中支援事業の実施に加え、以下の体制整備を実施している。

- ・ 官民関係機関の担当者間での施策情報、支援ノウハウ等の情報共有、復興庁等からの情報提供の強化（企業復興支援ネットワーク）
- ・ 「販路の回復・開拓」の課題克服に向け、民間企業・団体の連携創出の場を提供し、メンバーが互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションを創出（販路開拓支援チーム）

平成 25 年 10 月に「WORK FOR 東北」を開始し、復興を進める上で必要とされる民間の専門人材について被災地のニーズと働く意欲のある民間人材をマッチングすることにより、その派遣の実現を支援し、平成 27 年度までに 153 名の派遣が行われた。

また、(3)で述べたとおり、被災地域の人手不足解消に向け、平成 29 年度から、「伴走型人材確保・育成支援モデル事業」等による人材確保対策に取り組んでいる。

(iv) 情報発信の強化

「新しい東北」の創造に向けて、被災地で進む新たな取組の普及・展開や広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図る観点からは、「新しい東北」の成果等についての情報発信を行うことが必要である。

このため、平成 27 年度及び平成 28 年度に、東北の持つ価値・魅力や東北の人々が震災を乗り越えるために前向きに努力する姿、新しいことに挑戦する姿などについて、民間の団体と共同し、民間の団体の持つネットワークを活用しながら、国内外に広く情報発信を行った。

また、平成 28 年度から、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活

動の普及・展開を促進するため、「新しい東北」復興・創生顕彰を実施している。平成 28 年度は、集中復興期間 5 年間の活動を顕彰する「新しい東北」復興功績顕彰も併せて実施し、それぞれの顕彰で個人・団体あわせて 10 件選定し、「新しい東北」交流会において顕彰式典を実施した。

平成 29 年度は、「共創イベントを通じた情報発信ソリューション構築事業」を実施し、情報発信力を強化し、新たなパートナーとのつながりを創出することによって解決したい課題として、NPO・企業・自治体その他の地域課題解決に取り組む団体から提起されたものを 10 件選定し、アイデアソン等の共創イベントを通じた解決策立案及びアイデアの実現に向けた支援を行っている。

3 原子力災害からの復興・再生

(1) これまでの取組

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202 万人から平成 29 年 9 月 1 日時点で約 188 万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災以降増加した県外転出による人口の流出分の回復には至っていない。また、長期にわたる避難状態が継続していることに伴う課題の顕在化や未だに根強く残る風評被害等も続いている。

一方、道路・鉄道のインフラの復旧・整備が進み、除染も進捗し、福島全体の産業の復興及び再生に向けた取組も進められる等、一日も早い住民の生活再建や地域の再生に向けた環境整備が進んでいる。こうした中、平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現するなど、福島の復興・再生は新たなステージを迎えた。

平成 28 年 12 月、原子力災害からの福島の復興・再生を加速させ、一日も早い住民の生活再建や地域の再生を可能にしていくため、政府としての方向性を示す指針（「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）。以下 3（1）において「指針」という。）を改訂した。改訂後の指針では、帰還困難区域における復興や被災者の新たな生活の開始、事業・生業や生活の再建・自立など、様々な課題に迅速に対応していくこととしている。

また、改正福島特措法には、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域を整備するための制度を盛り込むとともに、「福島相双復興官民合同チーム」の体制強化や福島イノベーション・コースト構想の推進、風評払拭への対応等を位置付けた。

さらに、改正福島特措法を踏まえ、平成 29 年 6 月には福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）を改定した。改正福島特措法や改定後の福島復興再生基本方針に基づき、福島の一日も早い復興・再生に向けて政府一丸となって取組を進めていく。

(2) 事故収束（廃炉・汚染水対策）

① 中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

廃炉・汚染水対策については、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

中長期ロードマップについては、①安全確保の最優先・リスク低減重視の姿勢の堅持、②廃炉作業の進展に伴い現場状況がより明らかになってきたことを踏まえた、廃炉作業全体の最適化、③地域・社会とのコミュニケーションの重視・一層の強化を基本姿勢とし、燃料デブリ取り出し方針を盛り込む形で、4度目の改訂を行った（平成29年9月26日廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定）。

廃炉に向けた作業としては、1～3号機の使用済燃料プール内の燃料取り出しに向け、ダスト飛散抑制対策を徹底しつつ、1号機においてはがれき撤去等の準備、2号機においては建屋上部解体に向けた準備、3号機においては燃料取り出し用カバー等の設置の作業を進めている。また、燃料デブリの取り出しに向けて、格納容器の内部調査や燃料デブリ取り出し工法に関する研究開発等を進めている。1号機においては、平成29年3月に線量計と水中カメラを搭載したロボットを遠隔操作で格納容器に投入し、燃料デブリが存在していると想定される格納容器底部付近の多くの地点で、放射線量や画像データを取得した。2号機においては、平成29年1月～2月にかけて遠隔操作ロボット等を投入し、圧力容器の下にある足場の脱落や堆積物の状況等を初めて直接確認するとともに、画像や放射線量など多くの情報が収集された。3号機においては、平成29年5月～9月にかけて、ミュオン（宇宙線）による圧力容器内の透視調査を行い、圧力容器の炉心部には大きな燃料の塊はないと推定した。また、平成29年7月に遠隔操作で水中を遊泳するロボットを格納容器に投入し、格納容器内の損傷を確認するとともに、燃料デブリの可能性があるもの（溶融物等）を確認した。

さらに、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めており、平成28年4月には、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設である「櫛葉遠隔技術開発センター」の本格運用が開始された。また、平成29年4月には、国内外の英知を結集し、福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発と人材育成を加速させるための拠点である、廃炉国際共同研究センター「国際共同研究棟」の本格運用が開始された。

汚染水対策は、3つの基本方針（「近づけない」「漏らさない」「取り除く」）に基づき実施している。汚染源に水を「近づけない」対策として、地下水をくみ上げ、浄化して海洋に排出するサブドレンの運用を継続するとともに、雨水の土壌浸透を防ぐ広域的な敷地舗装についても、施工予定箇所の93%のエリアで工事を完了した。凍土方式による陸側遮水壁については、平成28年3月に凍結を開始し、建屋の海側は同年10月に凍結が完了した。建屋の山側についても平成29年8月に最後の未凍結箇所の凍結を開始した。

汚染水を「漏らさない」対策として、引き続き、フランジ型タンクから溶

接型タンクへの更新等を実施した。

汚染源を「取り除く」対策として、引き続き、多核種除去設備をはじめとした複数の浄化設備により汚染水の浄化を行った。また、多核種除去設備等で浄化処理した水の取扱いについては、有識者からなる「汚染水処理対策委員会」の下に平成 28 年 9 月に設置した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めている。

また、建屋内滞留水処理の完了に向けた取組として、平成 29 年 3 月、1 号機タービン建屋内の床面を露出させた。

②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信

平成 29 年 7 月、福島県広野町・いわき市において第 2 回福島第一廃炉国際フォーラムが開催され、廃炉に関する地元との双方向のコミュニケーションや廃炉の技術的検討を行い、廃炉・汚染水対策の進捗状況等について、国内外へ情報発信が行われた。

また、引き続き、廃炉・汚染水対策の進捗状況などを伝える動画（「福島の今 2017 春」）及びパンフレット（「廃炉の大切な話 2017」）を作成し、わかりやすい情報発信に努めている。

海外に対しては、平成 29 年 9 月にウィーン（オーストリア）において開催された国際原子力機関（IAEA）総会をはじめとして、各国政府要人との面談時等において、福島の実状を伝える映像の上映・DVD の手交、映像ウェブサイトのご案内等により、理解の促進を働きかけた。

③作業員の労働環境改善等

福島第一原子力発電所では、フェーシング工事等により線量低減対策を進めてきたところ、平成 29 年 3 月には、構内の約 95% のエリアで一般作業服等での作業が可能となった。このような軽装備化による作業時の負担軽減により、更なる作業員の安全性と作業性の向上が期待される。

（3）放射性物質の除去等

①除染実施計画に基づく面的除染の実施

平成 24 年 1 月に全面施行した放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき、除染を実施している。

国が直接除染を行う除染特別地域については、平成 29 年 3 月末までに全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了し

た。また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域についても、面的除染がおおむね完了した。

今後も、除去土壌の適正管理等、必要に応じた対策を行う。

②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分に向けた取組

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、現在、用地取得を進めるとともに、施設整備、除去土壌等の輸送を進めている。

施設整備に必要な用地取得については、平成 29 年 9 月末までに 1,139 件、約 624 ha（全体の約 39.0%）の用地を取得している。地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組む。

また、施設整備については、平成 28 年 11 月に受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手し、平成 29 年 5 月に追加的な本格施設について契約を行った。平成 29 年秋頃をめどに除去土壌等の貯蔵を開始する予定である。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 29 年度は平成 28 年度の約 3 倍となる 50 万 m³程度を輸送する予定で、今後も段階的に拡大していく。安全確保のために必要な道路交通対策として、今後の輸送量増加に対応した舗装厚の改良等や、工事用道路の整備などを引き続き実施していく。今後とも、関係機関、関係市町村と十分に連携をとりつつ、地元の理解と協力の下、安全かつ確実な輸送に取り組む。

除去土壌等の最終処分については、平成 26 年 12 月に施行された中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）において、中間貯蔵に関する国の責務規定として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが明文化された。

県外での最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できるだけ再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすことが重要である。平成 28 年 4 月に公表した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、県外最終処分に向けた取組を着実に進める。また、同年 6 月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめた。これらに沿って、平成 28 年 12 月に南相馬市において除去土壌の再生利用実証事業に着手した。

③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場に搬入し、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

対策地域内廃棄物については、地域住民の理解と地方自治体との緊密な連携によって、平成27年度末までに、帰還困難区域を除き、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了した。また、仮置場に搬入した災害廃棄物等のうち可燃物については、各市町村ごとに設置することとしている仮設焼却施設で減容化を図っているところである。

また、農林業系廃棄物や下水汚泥等の可燃性の指定廃棄物については、搬入の前に焼却等の処理によって処分量を削減し、性状の安定化を図る減容化事業を地元の協力と理解を得ながら進めている。これまでに、3件の減容化処理事業について焼却等処理を終えたほか、今後も飯舘村蔵平地区等において、仮設焼却施設による減容化事業を引き続き進めていく予定である。

既存の管理型処分場の活用については、平成27年12月に県・富岡町・楢葉町から、当該処分場の活用を容認いただいたところであり、平成28年4月に同処分場を国有化した。また、同年6月には環境省と県・両町との間で、同処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結した。その後、同年11月に富岡町地元行政区（太田、毛萱）、平成29年5月に楢葉町地元行政区（上繁岡）と安全協定を締結した。現在、必要な準備工事を実施しているところであり、今後とも、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。

④福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針において、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととされている。

平成24年3月、政府は、既存の廃棄物処理施設をできる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該都道府県内に必要な処理施設を確保する方針を公表した。

この方針に基づき、保管がひっ迫している県における長期管理施設の安全対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討を実施した。結果、宮城県では平成25年11月に、栃木県では平成25年12月に、千葉県では平成26年4月に選定手法が確定した。また、当該選定手法に従い、

それぞれ詳細調査の候補地の選定作業を行った結果、宮城県では平成26年1月に3か所、栃木県では平成26年7月に1か所、千葉県では平成27年4月に1か所、詳細調査の候補地をそれぞれ提示した。現在は、詳細調査の実施について理解をいただけるよう、地元に対して丁寧な説明を重ねている。

また、茨城県は平成28年2月、群馬県は同年12月に、現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定した。

今後も各県それぞれの状況を踏まえて、今後の処理方針について地元とよく相談していく。

⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理

除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理に関して、平成28年9月30日、復興庁及び環境省は、対応方針を取りまとめた。

平成29年9月末時点で、12市町村（福島市、郡山市、いわき市、白河市、田村市、桑折町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）及び福島県において、当該方針に基づき取り組みを進めている。

（４）避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供

政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係るきめ細かな放射線モニタリングを確実に、かつ計画的に実施するため、総合モニタリング計画を策定し、これに基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携してモニタリングを実施している。

モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開、随時更新している。特に、原子力規制委員会においては、モニタリング情報をとりまとめたウェブサイトを活用し、モニタリング結果及びその活用に必要な各種の付帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性があるデータベースの構築・公表を行っている。

②除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理

上述のとおり、計画に基づく面的除染については平成29年3月末までに帰還困難区域を除き、おおむね完了した。

放射線に係る住民の健康管理については、引き続き、福島県が実施する「県民健康調査」について、財政的・技術的な支援を行うとともに、「県民健康調査」に携わる人材の育成を支援している。

また、原発の緊急・復旧作業に従事した作業員等の健康影響に関する追跡調査を行った。

③リスクコミュニケーションの充実

放射線に関する健康上の不安解消、農林水産物の風評の払拭、避難されている児童生徒等へのいじめなど、原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別の解消を図るためには、放射線の影響についての国民の正しい理解を増進させる必要がある。これまで関係省庁が連携して、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」の取りまとめや国内外の情報発信等、放射線に関するリスクコミュニケーションに取り組んできた。さらに、震災から6年を経過した現状を踏まえ、放射線に関する国民の理解の増進に対する関係省庁の連携した取組を抜本的に強化するため、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」にプロジェクトチームを設け、風評払拭のためのリスクコミュニケーション等の戦略を取りまとめる等の取組を進めることとしている。

④生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組

住民の帰還促進に向けた環境の整備として、福島再生加速化交付金等の各種制度を活用し、放射線への健康不安や健康管理対策、道路・下水道・災害公営住宅等の整備、食品や衣料品の宅配サービスといった買い物環境に対する支援、医療・介護サービスの提供体制の整備、公立学校施設の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設の整備等を実施するとともに、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を実施した。

⑤避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。

このような中、平成29年4月時点で、双葉町・大熊町を除いた計9市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現し、本格的な復興のスタートを迎えた。住民の帰還実現に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組んでいく。

⑥賠償の円滑な実施に向けた取組

政府は、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、東京電力に対して資金の援助

等を行っている。

また、東京電力の賠償の支払い状況については継続的に確認し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続き等のため、必要に応じて支援を行っている。

原子力損害賠償紛争審査会においては、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針等を順次策定してきた。平成 29 年 9 月 13 日には、公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として、「地方公共団体における不動産の賠償について」をとりまとめた。

⑦コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保

避難の長期化や災害公営住宅への移転など、復興の進展に伴う新たな課題に対応するため、被災者支援総合交付金を活用し、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合に向けた活動、高齢者などの見守りや心身のケア、住宅・生活再建の相談支援体制の強化などについて、自治体の取組を支援している。

⑧長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようにするためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。

そのため、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の整備を始めとした具体的な協議を行い、長期避難者生活拠点の形成に向けた取組方針として取りまとめ、これまでに 14 市町村で方針を策定し、公表している。併せて、受入市町村において、平成 25 年度予算からコミュニティ復活交付金※により、復興公営住宅を中心に、道路改良等の関連基盤整備事業や、避難者の実情に応じた高齢者サポート施設等の基盤整備や入居者同士あるいは入居者と地域住民との交流活動の支援等のソフト事業を一体的に実施している。

※ 平成 25 年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成 25 年度補正予算より「福島再生加速化交付金」に統合。

復興公営住宅については、全体整備戸数 4,890 戸のうち平成 29 年度末までに 4,707 戸の整備を計画しており、平成 29 年 9 月末時点で 3,665 戸入居開始済みとなっている。

⑨避難指示区域等の住民の帰還意向

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具

体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示がなされた市町村を対象として、国、福島県、各市町村による住民意向調査を平成 24 年度から実施している。平成 28 年度に実施した当該調査では、避難指示の出ている市町村のうち、「戻りたい」と回答した世帯は 1～4 割、「戻らない」と回答した世帯が 3～6 割となっている。

＜参考：平成 28 年度住民意向調査「帰還意向」について＞

	帰還意向（世帯構成比％）			
	戻っている	戻りたい	まだ判断つかない	戻らない
富岡町（n=3, 257）	—	16. 0	25. 4	57. 6
双葉町（n=1, 626）	—	13. 4	22. 9	62. 3
浪江町（n=4, 867）	—	17. 5	28. 2	52. 6
飯舘村（n=1, 271）	—	33. 5	19. 7	30. 8
川俣町（n=280）	—	43. 9	13. 6	31. 1
楢葉町（n=1, 916）	17. 8	35. 4	19. 8	25. 2
葛尾村（n=343）	9. 9	33. 5	21. 0	28. 3

※ 復興庁、福島県、各市町村が共同で実施した「平成 28 年度原子力被災自治体における住民意向調査」による。

⑩優れた教育カリキュラムの推進・普及

復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献し、世界で活躍できる人材を育成することが重要である。

福島復興再生基本方針等を踏まえ、避難地域 12 市町村の小中学校及びふたば未来学園高等学校等において、地域と連携した課題解決型の探究的な学習である「ふるさと創造学」をはじめとした優れたカリキュラムを編成・実証するなど魅力ある学校づくりを支援した。なお、双葉郡 8 町村においては、子どもたちが互いの取組を共有し交流するとともに、成果を地域へと発信するため、ふるさと創造学サミットを開催している。

また、平成 28 年 7 月の避難指示の解除を契機として、平成 29 年 4 月に開校した小高産業技術高等学校において、福島イノベーション・コースト構想や地域全体の復興に寄与する人材育成を行うため、同校の実験・実習に必要な設備の整備等に対して支援を行った。

さらに、福島 12 市町村の将来像の実現加速化に向けて、平成 29 年度の重点テーマとして、「先進的な教育の推進に向けた「ICT コーディネーター」モデル事業」を実施し、市町村の魅力的な学校づくりを応援している。

⑪鳥獣被害対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域等は、原則立入り禁止となっている。これらの区域内では、農業生産活動等の人為活動の停滞、狩猟者の他市町村への避難等により、狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことが難しい状況となっている。このため、イノシシ等の野生鳥獣の人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの被害が発生している。これらの鳥獣をこのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがある。

このため、国、福島県、市町村が連携して野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置等の対策を進めているほか、平成 29 年 1 月には、「避難 12 市町村鳥獣被害対策会議」が発足し、専門家の知見を活用し、広域で連携した鳥獣対策に取り組むこととしている。今後も、野生鳥獣による生活環境被害等を抑えて住民の帰還が円滑に進むよう、取組を継続していくこととしている。

⑫原子力災害による健康不安等に関する被災者支援

議員立法により成立した、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行えるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成 25 年 10 月に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下 3（4）において「基本方針」という。）について、閣議決定を行うとともに、同日付けで国会に報告した。この基本方針に基づき、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者等への情報支援事業を始めとした様々な被災者生活支援等施策を実施してきたところである。

また、平成 27 年 8 月に、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針の変更を行ったところであり、引き続き必要な施策を行っていくこととしている。

（５）中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化

①「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組

平成 27 年 7 月、原子力災害の避難者が今後の生活の見通しを検討するための環境を整えるため、有識者検討会が避難指示等の出た福島 12 市町村の将来像の提言を取りまとめた。

これを受け、復興庁と福島県が共同事務局となり、関係省庁、県、12 市町村等の参画のもと、提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行う、福島 12 市町村将来像提言フォローアップ会議を開催し、平成 28 年 5 月、「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020」を取りまとめ、有識者検討会に報告した。本ロードマップでは、提言に盛り込まれた 5 分野 19 項目の主要個別項目について、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年までの工程を盛り込み、分野横断的かつ広域的な観点から取りまとめた。

また、平成 29 年 6 月には、「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020 改訂版」を策定し、主要個別項目への取組に「小中学校再開のための環境整備等」などの新規 3 項目を追加し、合計 22 項目に拡充した。

引き続き、有識者の助言等も踏まえて、関係省庁、県、市町村、民間と連携し、提言の個別具体化・実現に向けて取り組むとともに、フォローアップを行っていくこととしている。

＜参考：福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020 改訂版の 5 分野 22 項目＞

(1) 産業・生業（なりわい）の再生・創出	1. 福島イノベーション・コースト構想の実現、2. 官民合同チームの取組等、3. 被災企業等への支援、4. 福島フードファンクラブ（FFF）等の取組
(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	5. 二次医療体制の確保を含めた取組、6. ICT 活用による地域医療ネットワークの構築、7. 地域包括ケアの実現に向けた検討
(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり	8. 小中学校再開のための環境整備等、9. ふたば未来学園での先進教育、10. ICT 教育コーディネーター、11. 小高産業技術高校での「産業革新科」の新設、12. 産業人材育成の検討
(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	13. 幹線道路の整備、14. JR 常磐線の早期の全線開通、15. 復興拠点等の整備、16. 地域公共交通の構築に向けた検討、17. その他広域連携の取組
(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興	18. 観光振興・交流人口の拡大、19. 風評・風化の対策強化、20. 文化芸術の振興、21. 東京オリンピック・パラリンピック関連等事業の検討、22. Jヴィレッジ「復興シンボル」中核拠点化

②福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想については、震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（アーカイブ拠点）等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。また、地元事業者の参画を進めるため、福島相双復興官民合同チームとも連携しながら、新たな企業が当該地域に求める技術ニーズと地元事業者の技術シーズ等のマッチングを後押しするなど、両者のビジネス機会の創出に向けた支援に取り組んでいる。

平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、福島復興再生特別措置法に基づく計画に同構想に係る取組を位置付け、関係省庁による具体的

な連携体制の構築等を進める閣僚級の会議体の創設や、関係省庁、県等が参画して同構想の推進に関する基本的な方針を共有していく場としての協議会を創設することが示された。

これを踏まえ、改正福島特措法に福島イノベーション・コースト構想を位置付けるとともに、平成 29 年 7 月に開催した第 1 回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を決定した。また、同年 8 月に開催した第 15 回原子力災害からの福島復興再生協議会において、同協議会の下に福島イノベーション・コースト構想推進分科会の設置を決定し、同年秋をめどに、初回会合を開催することを予定している。

このように、福島イノベーション・コースト構想の推進に取り組んでいる。

③福島新エネ社会構想の実現に向けた取組

福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とすることを目指し、平成 28 年 9 月に「福島新エネ社会構想」を策定した。本構想は、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱としている。

「再生可能エネルギーの導入拡大」に向けて、送電線増強に取り組んでおり、平成 29 年 3 月には送電事業会社を設立した。今後、敷設工事を開始する予定である。

「水素社会のモデル構築」に向けて、平成 29 年 8 月に浪江町において大規模水素実証事業を開始した。世界最大級となる 1 万 kW の水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造し、県内のみならず 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での活用も目指している。

「スマートコミュニティの構築」に向けて、新地町・相馬市・浪江町・楢葉町・葛尾村の 5 市町村が取組を実施している。平成 28 年 12 月に新地町、平成 29 年 3 月に相馬市及び楢葉町、同年 8 月に浪江町でスマコミ構築のマスタープランが完成した。葛尾村も年内完成をめどに策定中である。上記プランを踏まえ、平成 29 年 2 月に新地町、同年 4 月に相馬市において、それぞれスマコミ構築事業を開始した。

④東北中央自動車道（相馬～福島）、常磐道（大熊 IC、双葉 IC、4 車線化、付加車線）の整備

東北中央自動車道（相馬～福島）については、国道 4 号～福島北 JCT 間、及び霊山～福島保原線間について、平成 32 年度に開通する見通しを公表したほか、阿武隈東道路（相馬山上 IC～相馬玉野 IC）が平成 29 年 3 月に開通

した。

また、事業化した常磐道の大熊 IC、双葉 IC について、それぞれ平成 30 年度、平成 31 年度までの供用を目指して整備を行っている。さらに、常磐道のいわき中央 IC～広野 IC、山元 IC～岩沼 IC について、復興・創生期間内のおおむね 5 年での完成を目指して 4 車線化事業を行っている。広野 IC～山元 IC については、6 か所、計 13.5km において付加車線を設置することとした。

⑤JR 常磐線の全線開通に向けた取組

JR 常磐線については、平成 31 年度末までに全線開通することを平成 28 年 3 月に公表したところであり、全線開通の実現に向けて取り組んでいる。

なお、原ノ町駅～小高駅間は平成 28 年 7 月、浜吉田駅～相馬駅間は平成 28 年 12 月、小高駅～浪江駅間は平成 29 年 4 月、富岡駅～竜田駅間は平成 29 年 10 月に運転が再開されている。

⑥市町村内外の復興拠点の整備

町内の復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年 5 月の福島復興再生特別措置法の改正により創設した福島再生加速化交付金（帰還環境整備交付金）による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援を実施した。

一団地の復興再生拠点整備制度については、平成 29 年 2 月 1 日に大熊町大川原地区、平成 29 年 3 月 23 日に双葉町中野地区で都市計画決定がなされ、整備が進められている。

町外の復興拠点については、引き続き、長期避難者の生活拠点の形成のため、復興公営住宅及び関連基盤整備事業等の早期整備が図られるよう国として支援する。

⑦帰還困難区域の取扱い

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。このような方針を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の事故から時が経過し、当該区域においても一部では放射線量が低下するとともに、福島県及び帰還困難区域をその区域に含む

市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）からの帰還困難区域の取扱いに関する意向等も踏まえて、同区域の復興及び再生に関する制度を改正福島特措法に創設した。

具体的には、帰還困難区域（改正福島特措法第 17 条の 2 第 1 項に規定する「特定避難指示区域」をいう。）のうち、5 年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として「特定復興再生拠点区域」を当該市町村が設定し、当該区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことによって、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現する。

また、特定避難指示区域市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とし、町民等の意見を踏まえた中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、特定避難指示区域市町村が、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を行う場合は、国はそれらを支援するため必要な措置を講ずるものとする。

改正福島特措法に基づく特定復興再生拠点区域復興再生計画が平成 29 年 8 月 21 日に双葉町より認定申請され、平成 29 年 9 月 15 日に内閣総理大臣の認定を行った。

（６）事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

①事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けた支援

避難指示等の対象となった 12 市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、被災された方々の置かれている状況に寄り添った支援を実施し、事業・生業の再建を可能とするため、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」が事業者を個別に訪問している（平成 27 年 8 月の同チームの創設から平成 29 年 9 月末までに、4,700 を超える事業者を訪問。）。また、改正福島特措法を踏まえ、平成 29 年 7 月から同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進機構に国職員を派遣し、国、県、民間が一体となって腰を据えた支援を行うための体制強化を図った。

引き続き、個別訪問などを踏まえつつ、事業や生業の再建、営農再開、帰還後の生活の再構築に向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。

②企業立地支援による雇用創出及び産業集積等

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害被災地域の産業復興を加速させるため、被災地域における雇用創出及び産業集積を図っている。

平成 28 年度より自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を創設し、福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の働く場を確保し、自立・帰還を加速させるため、工場等の新增設を行う企業等を支援している。

<参考：各企業立地補助金の執行状況（平成 29 年 9 月末時点）（再掲）>

補助金名	対象地域	交付決定件数 (交付決定額)
ふくしま産業復興 企業立地支援事業	福島県全域（避難指示区域 等を除く。）	382 件 (約 1,607 億円)
原子力災害周辺地域産 業復興 企業立地補助金	宮城県、栃木県、茨城県	75 件 (125 億円)
津波・原子力災害被災 地域雇用創出企業立地 補助金	津波浸水地域（青森県、岩 手県、宮城県、茨城県）及 び福島県全域（避難指示区 域等を除く）	328 件 (約 1,239 億円)
自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金	福島県 12 市町村の避難指 示区域等	38 件 (約 249 億円)

※自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については採択件数（採択額）。

③営農再開に向けた取組

福島県において速やかに営農再開ができるように、地域農業の将来像の策定、農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理、作付実証、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月から、福島相双復興官民合同チーム「営農再開グループ」に担当課を設けて、人数を拡充し、平成 28 年に実施した農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明等を実施している（平成 29 年 9 月末までに、750 名を超える農業者を訪問）。さらに、同年 7 月に、同チームの中核を担う福島相双復興推進機構に国職員を派遣し、同チームの体制強化を図った。

こうした中、飯舘村、葛尾村、楡葉町、南相馬市、広野町、川内村及び田村市の約 3,000ha において、平成 29 年産米の作付が再開、伊達地方の特産品「あんぽ柿」の出荷量が震災前の約 8 割まで回復、川俣町において、トルコギキョウの生産が震災前の約 7 割まで回復、福島市において、復興牧場が設立され酪農が再開するなど、農業の復興は着実に進展している。

④森林・林業の再生のための取組

森林については、平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省の 3 省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林や、森林内の人が日常的に立ち入る場所等における除染を進めてきた。また、除染後の事後モニタリングを実施していく中で、森林からの放射性物質の流出による再汚染が確認された場合には、放射性物質の流出防止対策を実施することとしている。さらに、下層植生の繁茂を促し土壌流出を抑制する効果のある間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業等の取組を進めることとしている。

また、この総合的な取組の主要施策である里山再生モデル事業については、同年 9 月及び 12 月に計 10 地区をモデル地区として選定し、事業に取り組んでいる。今後も、この総合的な取組に基づき、関係省庁が連携して取組を進めていく。

また、福島県における木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、木材への放射性物質の影響に関する調査に引き続き取り組むとともに、安全性の確認された木材・木材製品の流通を確保するため、木材製品等の効率的な放射線量の測定・検査手法の検討、検査体制の構築を支援している。さらに、放射性物質の影響により利用されず製材工場等に滞留している樹皮（バーク）の処理を支援している。

⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援

福島県における漁業の本格的な操業再開に向け、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建の支援を実施している。

⑥風評の払拭に向けた取組

福島県を中心とした原子力被災地域においては、農林水産業、観光業等幅広い産業分野における風評被害が続いている。このため、復興大臣の下、関係省庁の局長クラスからなる「原子力災害による風評被害を含む影

響への対策タスクフォース」を設置している。そして、平成 26 年 6 月に「風評対策強化指針」を取りまとめ、取り組むべき施策を以下の観点から体系的に整理し、風評対策の強化を図ることとしている。

- ・「強化指針 1. 風評の源を取り除く」
根拠のない風評に対しては、被災地産品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。
- ・「強化指針 2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」
総理指示（平成 26 年 5 月）を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。
- ・「強化指針 3. 風評被害を受けた産業を支援する」
風評被害を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地産品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

福島県産を中心とする日本産農林水産物の輸入を規制していた国・地域のうち、平成 29 年 10 月末現在、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン等 24 か国が規制を完全撤廃し、また、米国、ニューカレドニア、UAE、レバノン、ロシア等で規制緩和が進展しているが、依然として輸入規制を行っている諸外国・地域が残っていることから、引き続き、政府一体となって科学的根拠に基づく輸入規制の撤廃・緩和を粘り強く働きかけていく必要がある。

このような状況の下、平成 28 年 4 月に開催したタスクフォースにおける復興大臣の指示に基づき、各省庁において、伊勢志摩サミット、G7 関係閣僚会合などの場を活用して国内外に向けた正確な情報発信等を実施した。

また、国内においても、福島県産の食品の購入をためらう消費者が 13.2%（風評被害に関する消費者意識の実態調査 第 10 回（平成 29 年 10 月 11 日公表））存在しているほか、農林水産物の価格又は出荷量が震災前の水準まで回復しておらず、風評の払拭は重要な課題である。このため、風評の払拭に向けた取組をより一層強化するため、平成 29 年度予算において、新たに、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を行う「福島県農林水産業再生総合事業」を措置した。また、平成 29 年 2 月には、政府が福島県、農業関係団体等と、「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議

会」を創設し、風評被害の実態や施策の効果について議論を行った。さらに、改正福島特措法に、福島県産農林水産物等の販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを位置付けた。

観光については、観光客中心の宿泊施設における延べ宿泊者数（※１、２）は東北３県（岩手・宮城・福島）で震災前の 81.0%にとどまっていること等により、Ⅱ. 2.（４）のとおり、平成 28 年度から関連予算を大幅に増額し、観光復興の取組を強化している。

そのような中、直近では、平成 29 年 7 月にタスクフォースを開催し、復興大臣より、①風評払拭のためのリスクコミュニケーション等の戦略の策定等、②風評被害の実態調査を踏まえた対策の実施、③被災地産品の利用促進、観光誘客の促進を指示するとともに、引き続き風評対策強化指針に基づき、政府一体となって全力で取り組むとともに、取組のフォローアップをより一層緊密に行うことを確認した。

今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、官民一体となって風評対策を強力に推進する。

（※１）従業員 10 人以上の宿泊施設を対象。

（※２）観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が 50%以上の宿泊施設を指す。

⑦被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組

昨今、被災児童生徒へのいじめが起きている。これに関して、平成 29 年 3 月 14 日に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを明記し、学校現場に対して対応の強化を求めた。また、平成 29 年 4 月 11 日に、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者・地域住民、教育委員会等の職員・学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。

さらに、偏見や差別に基づくいじめを防止することが重要であることから、福島県教育委員会作成の東日本大震災の経験を踏まえた道徳教材の積極的な活用を促進するとともに、放射線についての科学的な知識を児童生徒に教えていくことも重要であることから文部科学省作成の放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう、全国の学校に促した。

加えて、平成 29 年 5 月には改正福島特措法に、被災児童生徒へのいじめ

防止対策を追加した。

⑧医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保

福島県の医療・介護・福祉施設の復旧・復興については、今後、避難指示の解除が進むにつれて、相双地域の住民が故郷での生活を安心して再開できるよう、同地域の医療・介護・福祉の提供体制の再構築を進めていく必要がある。

医療施設については、平成 29 年度に地域医療再生基金 236 億円を積み増し、平成 30 年 4 月に新設する双葉郡の二次救急医療機関への支援など双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んでいる。

医師・看護師等の医療従事者については、修学資金の貸与、看護職員確保のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣等による人材の養成・確保のための取組を支援している。

介護・福祉人材の確保については、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者に対し、当該施設で一定期間従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援等を行い、平成 26 年度から平成 28 年度までで 85 人が県外から相双地域等の介護施設等に就労している。今後も、人材確保の取組や、介護施設等への支援を継続し、相双地域等における介護サービス提供体制の確保を図ることとしている。

⑨心のケア等

原子力災害による避難者・被災者は、避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、ややもすると心身の健康を損ないかねない状況に置かれている。

このため、平成 24 年 2 月より、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っているが、引き続き、心のケアセンター間の連携強化などきめ細かな心のケアを実施していく。

4 復興の姿と震災の記憶・教訓

(1) 復興の姿の国内外への発信

①2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会についての被災地との連携、同大会やラグビーワールドカップ 2019 を通じた復興の姿の世界への発信

政府は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、被災地を駆け抜ける聖火リレー、被災地での大会イベントの開催や事前キャンプの実施等、被災地と連携することによって東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、同大会やラグビーワールドカップ 2019 を通じて、国の総力を挙げて力強く復興に向かいつつある我が国の姿を世界に向けて発信するとしている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）によって設置された被災地復興支援連絡協議会・幹事会においては、被災 3 県や関係団体と協議を行っている。

また、平成 27 年 9 月末に、被災地を含めた地方での追加種目の試合を開催するよう、国から組織委員会に対して要望を行って以降、組織委員会と連携し、機会をとらえて国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）関係者等へ働きかけた。その結果、平成 29 年 3 月、IOC 理事会において、野球・ソフトボールの競技会場の一つとして福島県営あづま球場が正式に承認された。さらに、平成 29 年 7 月には、IOC 理事会で、茨城カシマスタジアムがサッカーの追加会場として承認された。

被災地を駆け抜ける聖火リレーの実現に向けては、平成 29 年 2 月から組織委員会が主催する聖火リレー検討委員会において、国も参画して検討している。

このほか、平成 29 年 3 月には、復興庁ホームページに「復興ポータルサイト」を開設し、復興の情報とともに、被災地における大会に関連するイベントや事前キャンプ等の情報発信を開始した。

さらに、同月には、組織委員会において、持続可能性に配慮した調達コードが策定され、調達の際の被災地の復興への配慮について明記された。

また、平成 29 年 9 月には、政府の推進する「ホストタウン」において、これまで支援を受けた海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、地域住民との交流を行う「復興『ありがとう』ホストタウン」を新設し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交流を支援している。

ラグビーワールドカップ 2019 については、岩手県釜石市が開催都市の一つに決定し、同地での開催に向け、岩手県及び釜石市によって平成 29 年 4 月に設立されたラグビーワールドカップ 2019 釜石開催実行委員会に復興庁が参画している。

②復興の進捗状況及び放射線に関する理解の促進についての情報発信

発災から 6 年が経過し、震災の記憶の風化が懸念される中、力強く進む復興の進捗や被災地の状況について、随時分かりやすく情報を発信し、国内外において被災地を支援する機運を改めて醸成することが重要である。

そのため、テレビ番組や新聞の活用に加え、平成 28 年 11 月に公式フェイスブックアカウントを開設し、復興庁の活動や被災地の復興状況に関する情報を SNS で発信するとともに、平成 29 年は 1 月にオリンピック金メダリストの内村航平選手を復興応援大使に任命し、ポスターや動画による情報発信を行った。また、同年 6 月に大阪府で「復興フォーラム in 大阪」を開催し、関西地方の多くの方にご来場いただき、復興に向けた民間の取組や被災地の現状について発信した。さらに、外国における理解促進のため、外国報道機関向けの情報発信を行ったほか、パンフレットを多言語化して関係国の政府関係者や報道機関に配布・説明し、原子力災害からの復興状況についての正確な情報を発信し、風評の払拭に努めた。

(2) 震災の記憶と教訓の後世への継承

①国営追悼・祈念施設（仮称）

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成 26 年 10 月の閣議決定を踏まえ、平成 27 年度に事業に着手した。平成 29 年 3 月に起工式を執り行い、平成 32 年度末をめどに整備を進めている。

福島県に設置予定の国営追悼・祈念施設（仮称）については、事業化・整備に向けて、平成 29 年 7 月に基本構想の策定を行い、9 月に浪江町への設置を閣議決定した。

②復興全般にわたる取組の集約・総括

「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携、県及び市町村等による震災・復興記録の収集・整理・保存の支援等を通じて、復興全般にわたる取組の集約を進めている。

③防災教育の更なる充実

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者、行方不明者が600名を超えるなど甚大な被害が発生した一方、防災教育の成果を生かして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られ、防災教育の重要性が改めて認識された。

文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となるような共通する留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」（平成24年3月作成）や今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月作成）を配布している。

さらに、平成29年3月に閣議決定した「第2次学校安全の推進に関する計画」や新学習指導要領において防災を含む安全教育に係る記述を充実させるとともに、これらを踏まえ、引き続き学校防災に関する取組を推進している。

④国際会議の場での教訓・知見の共有

平成27年3月に仙台市で国連防災会議を開催した経験を活かし、平成29年11月に同市で「世界防災フォーラム/ IDRC 2017 in SENDAI」（主催：世界防災フォーラム実行委員会）が開催されることが決定された。以降も隔年で開催され、震災の教訓・知見の共有・発信を行うこととされている。

5 各種制度、予算・決算

(1) 復興関係制度の活用状況

①復興特区の活用状況

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、平成 23 年 12 月に、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）が成立した。

また、平成 26 年 4 月に、復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与することを目的に、土地収用の更なる迅速化を内容とする、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 32 号）が成立した。

さらに、平成 28 年 3 月には、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」が策定され、引き続き復興特別区域制度について被災自治体による活用を図ることや、そのために計画策定の支援等に努める旨が記載された。

東日本大震災復興特別区域法に基づき、平成 29 年 9 月末時点で、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画が 224 件認定された。

また、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、岩手県の 12 市町村、宮城県の 14 市町、福島県の 13 市町村において公表されている。

＜参考：復興推進計画の認定状況＞（平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	1 月 31 日	八戸市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	物流倉庫の新設が促進される。
	1 月 31 日	八戸市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	惣菜センターの新設が促進される。
岩手	11 月 15 日 変更認定	岩手県	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	12 月 20 日 変更認定	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業、医薬品関連産業、繊維工業などについて、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	12 月 20 日	陸前高田市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	商業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	12 月 20 日	大槌町	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	商業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	1 月 20 日 変更認定	岩手県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。
	1 月 31 日	大船渡市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ファクトリーショップの新設が促進される。
	1 月 31 日	大船渡市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	建材保管施設等の新設が促進される。
	3 月 24 日 変更認定	岩手県	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	7 月 4 日 変更認定	山田町	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	商業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	7 月 4 日	一関市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ガス化バイオマス発電事業施設の新設が促進される。
	7 月 4 日	岩手県	・被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等	被災者向け優良賃貸住宅の供給が促進される。
宮城	10 月 28 日	岩沼市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	格納庫の新設が促進される。
	10 月 28 日	利府町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	スーパーの新設が促進される。
	10 月 28 日	石巻市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	飼料配合工場施設の新設及び配合設備の設置が促進される。
	10 月 28 日	塩竈市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	水産練り製品製造工場の新設が促進される。

宮城	12月20日 変更認定	宮城県・ 34市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	12月20日 変更認定	石巻市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公益的施設、仮設店舗、仮設工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	1月10日 変更認定	宮城県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。 事業者には設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	1月31日	南三陸町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	スーパーの新設が促進される。
	5月19日 変更認定	宮城県・ 10市町	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設校舎、事務所、商店等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	7月4日	栗原市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車部品製造工場の新設が促進される。
	7月4日 変更認定	仙台市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	物流倉庫の新設が促進される。
	10月28日	福島市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	飯坂線新車両導入が促進される。
福島	10月28日	福島市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	福島赤十字病院の新設が促進される。
	10月28日	泉崎村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	プラスチック産業資材等製造工場拡張工事が促進される。
	10月28日	檜葉町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	バスターミナル等の整備が促進される。
	10月28日	南相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	石炭灰混合材料製造工場の新設が促進される。
	10月28日	富岡町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ロックウール工場の新設が促進される。
	10月28日	須賀川市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	電子機器製造に係る福島工場の新設が促進される。
	10月28日	会津若松市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	フィルムヒーター用設備増設及び第2工場新設が促進される。
	11月15日 変更認定	福島県・ 32市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	1月24日 変更認定	福島県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。
	1月31日	相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	鉄鋼製品に係る工場等の新設が促進される。

福島	1月31日	南相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	バスターミナルの新設が促進される。
	1月31日	南相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	検査ロボット開発・製造工場の新設が促進される。
	1月31日	新地町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	宿泊施設の新設が促進される。
	1月31日	広野町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	宿泊施設の新設が促進される。
	1月31日	須賀川市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	アルミビレット鋳造工場の増設が促進される。
	1月31日	古殿町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	こんにやく等製造施設の増設が促進される。
	1月31日	石川町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	精密機械部品の製造に係る工場の新設が促進される。
	2月28日 変更認定	福島県・ 32市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	2月28日 変更認定	福島県・ 59市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業、農業関連産業、漁業関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	6月9日 変更認定	南相馬市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、校舎、廃棄物処理施設、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	6月9日 変更認定	福島県・ 32市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	7月4日	南相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	倉庫の新設が促進される。
	7月4日	富岡町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	事務所兼社員寮の新設が促進される。
	7月4日	檜葉町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	宿泊施設の新設が促進される。
茨城	7月4日	石川町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	里山露天風呂の新設等が促進される。
	7月4日	大玉村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	菓子製造工場の新設が促進される。
	10月28日	水戸市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	超伝導リニア関連等の新分野製品に係る工場の新設が促進される。
	7月4日	神栖市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	倉庫の新設が促進される。
	7月4日	高萩市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	既存高萩第2工場の増設が促進される。

<参考：復興整備計画の公表状況>

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計 12 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町)	計 194 地区	・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 45 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 76 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計 7 地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計 3 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計 74 地区)	・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計 59 地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計 4 地区)
宮城	○計 14 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計 425 地区	・市街地開発事業 (石巻市等の計 31 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 193 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 69 地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計 2 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計 161 地区)	・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計 213 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 156 地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計 36 地区)
福島	○計 13 市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村)	計 230 地区	・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 53 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 77 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 12 地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (檜葉町の計 1 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計 93 地区)	・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計 107 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 20 地区)

※ 復興庁作成（平成 29 年 9 月末時点）

②復興交付金の活用状況

復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、被災地の負担軽減のための措置を行っている。

平成 26 年 11 月の第 10 回配分時には、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援、市町村による追悼・祈念施設整備、防災集団移転促進事業の移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進について方針を示した。

平成 27 年 6 月には、復興交付金の効果促進事業について、被災地の課題への対応を進めるために「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を作成・公表したほか、平成 28 年 4 月には、住まいの整備等が着実に進展し、震災復興が新たなステージに入った中で、新たに顕在化している地域の課題に対応すべく「復興交付金（効果促進事業）の活用について」を公表し、（i）復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、（ii）被災地における観光振興、（iii）離半島部等における暮らしの再建支援について、効果促進事業の対象として明確化した。さらに、平成 29 年 6 月には、「復興交付金（効果促進事業）の活用（第 3 版）について」を公表し、（i）移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援、（ii）土地の利活用に資する取組への支援について、効果促進事業の対象として明確化した。

これまでに、交付可能額通知を 18 回行っており、その事業費は 3 兆 7,970 億円（うち国費 3 兆 418 億円）となっている。

＜参考：復興交付金（県別の交付可能額）＞

第1回：平成24年3月2日	第2回：平成24年5月25日	第3回：平成24年8月24日
第4回：平成24年11月30日	第5回：平成25年3月8日	第6回：平成25年6月25日
第7回：平成25年11月29日	第8回：平成26年3月7日	第9回：平成26年6月24日
第10回：平成26年11月25日	第11回：平成27年2月27日	第12回：平成27年6月25日
第13回：平成27年12月1日	第14回：平成28年2月29日	第15回：平成28年6月24日
第16回：平成28年12月1日	第17回：平成29年2月28日	第18回：平成29年6月23日

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	1.0	69.8	9,947.9	22,241.4	4,340.0	679.0	8.7	46.4	609.8	1.3	25.0	36,032.7
（うち第1回）	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.8	—	—	3,054.9
（うち第2回）	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
（うち第3回）	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
（うち第4回）	—	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	—	—	41.4	—	1.9	8,802.8
（うち第5回）	—	1.3	509.0	1,657.6	349.4	10.8	—	2.5	3.2	—	4.6	2,538.4
（うち第6回）	0.8	3.0	218.3	284.3	122.9	1.6	—	—	1.2	0.1	—	632.0
（うち第7回）	—	2.5	325.4	1,561.4	359.5	87.2	—	—	2.2	—	—	2,338.2
（うち第8回）	—	3.8	622.7	1,742.2	204.5	21.0	—	—	17.1	—	4.5	2,615.8
（うち第9回）	—	3.0	143.3	504.4	39.1	4.2	0.6	—	7.2	0.05	—	702.0
（うち第10回）	—	14.6	868.7	2,657.9	626.7	62.9	—	2.1	8.9	—	—	4,241.7
（うち第11回）	—	2.7	534.5	988.7	178.6	29.4	0.05	—	299.8	—	2.8	2,036.7
（うち第12回）	—	0.2	183.3	262.3	29.4	73.7	—	38.4	147.1	0.1	0.8	735.2
（うち第13回）	—	—	394.5	1,169.7	102.2	0.3	—	—	—	—	—	1,666.6
（うち第14回）	—	1.2	399.1	955.6	119.8	3.4	—	—	7.5	—	0.5	1,487.0
（うち第15回）	—	—	31.5	167.8	10.9	0.1	—	—	—	0.1	—	210.3
（うち第16回）	—	—	485.4	482.6	11.5	11.2	—	—	—	—	—	990.7
（うち第17回）	—	—	293.4	520.4	39.3	—	—	3.0	16.9	—	—	872.9
（うち第18回）	—	—	5.2	65.4	3.4	—	—	—	—	0.05	—	74.1
国費	0.7	56.3	8,009.5	17,916.1	3,448.9	520.7	6.6	34.8	403.3	1.1	20.3	28,895.5
（うち第1回）	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
（うち第2回）	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
（うち第3回）	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6
（うち第4回）	—	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	—	—	32.1	—	1.6	7,148.0
（うち第5回）	—	1.0	405.4	1,307.3	267.0	8.0	—	1.9	2.4	—	3.5	1,996.6
（うち第6回）	0.6	2.3	183.8	238.7	99.4	1.3	—	—	0.9	0.1	—	527.2

(うち第7回)	—	2.0	250.2	1,237.3	274.2	66.7	—	—	1.7	—	—	1,832.0
(うち第8回)	—	3.0	488.1	1,453.0	165.4	17.2	—	—	12.1	—	3.6	2,142.3
(うち第9回)	—	2.4	113.9	386.2	30.0	3.2	0.5	—	5.4	0.04	—	541.5
(うち第10回)	—	11.4	692.9	2,115.0	489.8	47.9	—	1.5	6.8	—	—	3,365.4
(うち第11回)	—	2.2	417.8	771.1	137.6	22.3	0.04	—	184.6	—	2.3	1,538.0
(うち第12回)	—	0.1	145.6	197.4	22.0	55.3	—	28.8	94.4	0.04	0.6	544.2
(うち第13回)	—	—	314.1	950.5	79.8	0.2	—	—	—	—	—	1,344.7
(うち第14回)	—	1.0	319.2	761.1	97.5	2.7	—	—	5.7	—	0.4	1,187.5
(うち第15回)	—	—	24.5	138.9	8.0	0.1	—	—	—	0.05	—	171.6
(うち第16回)	—	—	379.7	382.1	9.0	8.6	—	—	—	—	—	779.4
(うち第17回)	—	—	234.6	409.5	29.2	—	—	2.2	12.7	—	—	688.2
(うち第18回)	—	—	4.2	48.5	2.6	—	—	—	—	0.04	—	55.3

※ 県別、単位は億円

※ 復興庁作成（平成29年9月末時点）

＜参考：復興交付金を活用した主な事業（事業費）＞

- ・ 防災集団移転促進事業（28市町村、約5,871億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業等（63市町村、約7,390億円）
- ・ 道路事業（50市町村、約4,924億円）
- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（36市町村、約2,588億円）
- ・ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
（22市町村、約3,725億円）
- ・ 農地整備、農業用施設等整備事業（40市町村、約2,018億円）

③福島再生加速化交付金等の活用状況

（い）福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備等の事業に対する支援を実施している。平成25年度補正予算における制度創設から平成29年9月27日までに交付可能額通知を18回行っており、事業費は約1,889億円となっている。

＜参考：福島再生加速化交付金（帰還環境整備）を活用した主な事業（事業費）＞

- ・ 災害公営住宅整備事業等（5町村、約100億円）
- ・ 福島復興再生拠点整備事業（2町、約131億円）
- ・ 学校施設環境改善事業（10市町村、約93億円）

- ・生活環境向上支援事業（9市町村等、約34億円）
- ・個人線量管理・線量低減活動支援事業
（福島県及び45市町村等、約85億円）
- ・農山村地域復興基盤総合整備事業（福島県及び28市町村、約345億円）
- ・原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（10市町村、約443億円）

（ii）コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））の活用状況

復興公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成25年度予算における制度創設から平成29年6月26日までに交付可能額通知を19回行っており、事業費は約2,157億円となっている。

<参考：コミュニティ復活交付金を活用した主な事業（事業費）>

- ・災害公営住宅整備事業等（15市町村、約2,013億円）
- ・道路事業（26か所、約40億円）

（iii）子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の活用状況

子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成等のソフト施策を支援している。平成25年度予算における制度創設から平成29年9月27日までに交付可能額通知を15回行っており、事業費は約410億円で、運動施設56か所、遊具の更新642か所の整備等を進めている。

<参考：子ども元気復活交付金を活用した主な事業>

- ・学校・保育所・公園等の遊具の更新
- ・運動施設等の整備
- ・子育て定住支援賃貸住宅の整備
- ・プレイリーダーの養成

（iv）福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の活用状況

道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援を行っている。また、28年度予算における制度創設から平成29年9月27日までに交付可能額通知を4回行っており、事業費は約67億円となっている。

(v) 地域の希望復活応援事業（福島生活環境整備・帰還再生加速事業）の活用状況

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進する。平成 24 年度予算における制度創設から平成 28 年度までに実施した事業費は約 302 億円となっている。

<参考：地域の希望復活応援事業を活用した主な事業>

- ・ 公共施設・公益的施設の清掃・修繕
- ・ 喪失した生活基盤施設の代替・補完
- ・ 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制・保全

(2) 予算・決算

①復旧・復興事業の規模と財源

復興事業の規模については、集中復興期間における復興事業費を、平成 26 年度における復興事業の執行状況を踏まえ、25.5 兆円程度と見込み、復興・創生期間における復興事業費の見込みも含め、復興期間 10 年間では 32 兆円程度と見込んでいる。

復興財源については、28.8 兆円程度の収入となると見込まれるこれまで計上した復興財源に加え、最大 3.2 兆円程度を確保することにより、復興期間 10 年間の復興財源 32 兆円程度を確保することとしている（「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定））。

②予算

(i) 平成 28 年度東日本大震災復興特別会計予算

平成 28 年度東日本大震災復興特別会計予算は 3 兆 2,469 億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・ 住宅再建・復興まちづくり 11,318 億円
住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、引き続き、復興まちづくりを着実に推進するため、必要な予算を措置する。
- ・ 産業・生業の再生 1,374 億円
自立的な地域経済の再生に向け、販路の回復や観光復興に向けた取組を強化するとともに、企業立地による雇用の創出や商業回復、人手不足への対応を推進する。

- 被災者支援 1,114 億円
被災者の住宅再建等を引き続き支援するとともに、長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に伴い生じる課題に総合的かつ効果的に対応するため、被災者支援の取組を強化する。
- 原子力災害からの復興・再生 10,167 億円
「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）を踏まえ、住民の帰還促進や 12 市町村の生活の再構築に向けた取組を強化するとともに、本格的な進捗が見込まれる放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に推進するなど、福島の復興・再生を加速する。
- 「新しい東北」先導モデル事業等 10 億円
先導モデル事業で蓄積したノウハウ等を被災地で横展開する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進する。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,478 億円）や復興加速化・福島再生予備費（4,500 億円）等を計上した。

（ii）平成 28 年度東日本大震災復興特別会計補正予算

「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）に基づき、東日本大震災からの復興の加速化を図るため、平成 28 年度東日本大震災復興特別会計に復興関係経費として 4,023 億円を計上した。その概要は以下のとおりである。

○復興まちづくり

- 復興道路・復興支援道路の整備加速化 589 億円
- 復興を支える港湾施設（防波堤等）の整備加速化 38 億円
- 災害廃棄物処理 9 億円

○産業・生業の再生

- 東北地方へのインバウンド推進による観光復興（東北観光復興対策交付金の増額） 8 億円
- 原子力被災 12 市町村における営農再開支援 70 億円
- 原子力災害被災地域における創業等支援 2 億円

○原子力災害からの復興・再生

- 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 3,307 億円

（iii）平成 29 年度東日本大震災復興特別会計予算

平成 29 年度東日本大震災復興特別会計予算は 2 兆 6,896 億円であり、その概要は以下のとおりである。

- 住宅再建・復興まちづくり 7,698 億円
住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。
- 産業・生業の再生 1,052 億円
観光復興の取組を更に強化するとともに、新たに被災地（特に三陸沿岸

部)の人材不足に対処するための施策を推進。また、農林水産業を含め、原子力災害被災地域の産業再生に向けた支援を推進。

- ・ 被災者支援 1,124 億円
心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に応じて生じる被災者に係る課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応する取組を支援。
- ・ 原子力災害からの復興・再生 8,209 億円
住民の帰還促進や生活の再構築に向け、きめ細やかな支援を実施するとともに、除去土壌等の搬出等・放射性汚染廃棄物の処理・中間貯蔵施設や情報発信拠点の整備等を着実に推進。
加えて、帰還困難区域の復興拠点整備や帰還困難区域等からの避難者への生活支援を実施。
- ・ 「新しい東北」の創造 9 億円
先導モデル事業等で蓄積したノウハウ等の被災地での普及・展開に対する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,425 億円）や復興加速化・福島再生予備費（4,500 億円）等を計上した。

③決算

平成 28 年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額 3 兆 2,234 億円に対し収納済歳入額は 4 兆 1,053 億円であって、予算額との差は 8,818 億円の増加である。

歳出については、歳出予算現額 4 兆 6,345 億円に対し支出済歳出額は 2 兆 9,609 億円、翌年度繰越額 1 兆 1,426 億円及び不用額 5,309 億円である。

この結果、収納済額と支出済額の差額として 1 兆 1,443 億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

④復興関連予算使途の厳格化

復興関連予算については、流用等の批判を招くことがないように使途の厳格化を図っている。全国向け事業に係る基金については、執行済み及び執行済みと認められるものを除き、復興庁及び財務省から基金を所管する府省に対し、基金の執行を見合わせ国へ返還すること等を要請（平成 25 年 7 月）しており、平成 25 年度から平成 28 年度までの国庫返還額は 2,831 億円となっている。

